

## 参考訳

# スタンダード・トレード規定

香港上海銀行

(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

## 目次

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 1.    | 適用 .....  | 3  |
| 第 1 節 | トレード・サービス .....                                   | 4  |
| 2.    | ICC 規則 .....                                      | 4  |
| 3.    | 荷為替信用状 .....                                      | 4  |
| 4.    | 保証書等 .....  | 7  |
| 5.    | 取立 .....  | 9  |
| 6.    | 買取等 .....   | 9  |
| 7.    | トレード・ファイナンス・ローン .....                             | 10 |
| 8.    | 付帯荷物の貸渡、出荷保証書および補償状(letter of indemnity)の依頼 ..... | 12 |
| 第 2 節 | 償還、補償および他の権利 .....                                | 12 |
| 9.    | 償還および補償 .....                                     | 12 |
| 10.   | 現金担保 .....  | 13 |
| 11.   | 質権 .....  | 14 |
| 12.   | 輸入担保荷物貸渡 .....                                    | 15 |
| 13.   | 相殺 .....  | 15 |
| 14.   | 追加的権利 .....                                       | 16 |
| 第 3 節 | 手数料および支払い .....                                   | 16 |
| 15.   | 手数料、コミッション、利息およびチャージ .....                        | 16 |
| 16.   | 支払い .....   | 17 |
| 第 4 節 | 表明、確約(undertaking)および制裁措置 .....                   | 18 |
| 17.   | 表明および保証 .....                                     | 18 |
| 18.   | 確約 .....  | 19 |
| 19.   | 法令および制裁措置の遵守 .....                                | 21 |
| 第 5 節 | 指図および電子プラットフォーム .....                             | 22 |
| 20.   | 指図 .....  | 22 |
| 21.   | プラットフォーム .....                                    | 23 |
| 第 6 節 | その他 .....   | 25 |
| 22.   | 責任の制限 .....                                       | 25 |
| 23.   | 開示、秘密保持およびプライバシー .....                            | 26 |
| 24.   | 雑則 .....  | 28 |
| 25.   | 準拠法および裁判管轄 .....                                  | 29 |
| 第 7 節 | 定義および解釈 .....                                     | 29 |
| 26.   | 定義および解釈 .....                                     | 29 |

## スタンダード・トレード規定(本規定)

### 1. 適用

1.1 本規定は、HSBC が顧客の依頼により提供または調達することに同意するトレード・サービスに適用されるものとし、関連するカントリー・コンディションを含むものとします。

1.2 本規定は、それらが適用される限りにおいて、HSBC が顧客に随時提供するサービス(銀行サービスまたは口座取扱契約を含みます)に関連する他の条件に従うものとします。いずれかのトレード・サービスに関連して、本規定と他の適用される条件との間に矛盾が生じた場合、当該条件は、以下の優先順位で適用されるものとします。

- (a) 依頼書
- (b) ファシリティ契約書(もしあれば)および/または適用ある担保契約書
- (c) カントリー・コンディション(もしあれば)
- (d) 本規定
- (e) その他の条件

1.3 HSBC は、いかなるトレード・サービスに関しても顧客に助言を提供しません。HSBC は、随時、情報の提供または意見の表明を行う可能性があります。当該情報または意見は、助言として提供されるものではありません。トレード・サービスの申込みまたは承諾に先立ち、顧客は、顧客が適切と考える調査および評価を行うものとし、顧客は助言または推奨を行うことについて、HSBC に依拠すべきではありません。顧客は、トレード・サービスに疑問がある場合、独立した専門家の助言を求めるべきです。

1.4 各トレード・サービスは、当該トレード・サービスが関係するトレード取引とは別個の独立したものであり、たとえそのトレード・サービスに関連する書類において参照していたとしても、HSBC は、当該トレード取引の条件に一切関知せず、従うことも拘束されることもありません。

1.5 HSBC は、コルレス銀行(HSBC グループ会社を含みます)を、いかなるトレード・サービスに関しても発行銀行、通知銀行、指名銀行または確認銀行として指定、指図または利用することができます(また当該コルレス銀行を、HSBC グループ会社または HSBC が受け入れられるコルレス銀行に限定することができます)。コルレス銀行のために HSBC が決定する様式および内容のカウンター保証書またはカウンターSBLC を発行する権限を有します。HSBC は、チャージ、コミッション、手数料、または他の支払いについて、コルレス銀行に支払い、または受け取ることができます。

1.6 本規定のいかなる規定によっても、HSBC は、いかなるときも、トレード・サービスを締結し、または提供する義務を負わないものとします。

## 2. ICC 規則

2.1 顧客が別段の請求をしない限り(かつ HSBC が当該請求に同意しない限り)、

- (a) HSBC が発行するすべての荷為替信用状は、「荷為替信用状のための統一規則および慣例」(2007 年改訂版、ICC Publication No. 600 (UCP600))および HSBC により要求される場合、「電子呈示のための統一規則および慣例(UCP600)への追補」(eUCP)に基づき発行され、
- (b) HSBC が発行するすべての SBLC は、「国際スタンバイ規則」(1998 年、ICC Publication No. 590(ISP98))に基づいて発行され、
- (c) HSBC により発行されるすべてのボンドおよび保証書は、「請求払保証に関する統一規則」(ICC Publication No.758(URDG758))に基づき発行され、また、
- (d) すべての取立は、「取立統一規則」(1995 年、ICC Publication No.522 (URC522))および HSBC により要求される場合、「電子呈示のための取立統一規則(URC522)追補」(eURC)に基づき実施されます。
- (e) なお、上記規則等のいずれも、改訂された場合は、改定された版とします(以下、併せて「ICC 規則」といいます)。また、顧客の権利および義務は、本規定に加えて適用される ICC 規則に従います。

2.2 ICC 規則と本規定の間に矛盾がある場合、本規定が優先されるものとします。

## 3. 荷為替信用状

3.1 本第 3 条の規定は、あらゆる荷為替信用状に適用されます。

3.2 顧客は、

- (a) HSBC が発行する各々の荷為替信用状の顧客用の写しを点検して、関連する依頼書との整合性を確認することを約束し、
- (b) その内容に対する異議があれば HSBC に直ちに通知することに同意します。

## 輸入

3.3 HSBC は、荷為替信用状に基づく請求等で、その条件を外見上充足すると見られるもの、および/または、荷為替信用状に基づいてその条件に従って振り出され(または振り出されたとされ)かつ呈示された外国向為替手形および付属書類に基づく請求等については、当該請求等の有効性または金額に争いがある可能性がある場合であっても、顧客もしくは他の当事者に対する照会をすることまたは顧客もしくは他の当事者から追加的な権限付与を受けることなく、また当該請求等が適切になされたか否かを調査することなく、オーナー(honour)し、支払う権限を有します。顧客は、そのような請求等を、HSBC がそれをオーナー(honour)しかつ支払う義務を負う決定的な証拠として承諾し、また、かかる請求等に基づいてまたはそれに関連して誠意をもって HSBC がなした支払いまたは講じた措置は、顧客を拘束します。

3.4 荷為替信用状に基づく外国向為替手形および付属書類の呈示は、HSBC が、それらが妥当であると判断し、全体として荷為替信用状の要求事項に適合していると判断した場合、荷為替信用状の条件を充足しているとみなされるものとします。顧客は、当該外国向為替手形および付属書類を点検することとなる可能性のある遅延または存在する可能性のあるディスクレパンシーを特定できなかったことにつき、HSBC に対するすべての請求を放棄します。

3.5 顧客からの反対の指図にもかかわらず、HSBC は、関連する荷為替信用状の条件を充足しないと HSBC が判断する請求等を拒否することができます。HSBC は、請求等を拒否する前に、顧客に通知し、またはディスクレパンシーに関する顧客の権利放棄を求める義務を負いません。HSBC がディスクレパンシーに関して権利放棄を求める場合でも、そのように権利放棄を求めることにより、他の機会にディスクレパンシーの権利放棄を求める義務を HSBC に負わせるものではありません。

3.6 HSBC が顧客に請求等に関するディスクレパンシーを通知し、顧客が HSBC またはそのコルレス銀行もしくはその代理人に以下のことを請求した場合、顧客は、第 9 条(償還および補償)に定める償還義務および補償が当該請求等および/または当該保証書もしくは補償状に適用されることを確認します。

- (a) 荷為替信用状に基づく支払いを、当該ディスクレパンシーにかかわらず行うこと、または、
- (b) 当該ディスクレパンシーを対象とする保証書もしくは補償状に連署しもしくはその発行を行うこと

3.7 HSBC は、いつでも、荷為替信用状に HSBC が適切と考える修正または追加の条件の挿入をすることができます。ただし、当該修正または追加の条件は、当該荷為替信用状に関する顧客の債務を増大させないものとします。HSBC は、受益者の同意に基づき、荷為替信用状の全部または未使用残高を取り消すことができます。

3.8 依頼書中のいかなる指図にもかかわらず、HSBC は、荷為替信用状が利用可能な銀行、通知銀行または確認銀行を自行のオフィスまたはその選択するコルレス銀行もしくは代理人に制限することができます。その場合、HSBC は、当該オフィス、コルレス銀行または代理人以外のオフィス、銀行またはその他の者宛に振り出されたまたは振り出されたとされる外国向為替手形および付属書類をオナー (honour) することまたは支払うことを拒否することができます。

3.9 HSBC が当該荷為替信用状の満期日前に当該荷為替信用状に基づく支払いをする場合、

- (a) (荷為替信用状の受益者が利息を負担する場合)顧客は、HSBC が荷為替信用状に基づく割引後の金額のみを支払った場合であっても、満期日に荷為替信用状の全額を HSBC に対し支払うべき義務を負います。
- (b) (顧客が HSBC との他の契約に基づき荷為替信用状に基づく利息を負担する必要がある場合)顧客は、当該荷為替信用状の満期日または HSBC が要求するそれより早い日に、当該請求等の全額とともに、HSBC の支払日から満期日(いずれも当日を含みます。)までの期間に当該請求等に発生する利息を、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に従い、HSBC に対し支払うものとします。

3.10 荷為替信用状の条件が、当該荷為替信用状に基づき引き渡すことが要求される外国向為替手形および付属書類の受領前に受益者に対して支払いを行うことを(明示か黙示かを問わず)許容する場合、顧客は、当該荷為替信用状の満期日または HSBC が要求するそれより早い日に、(その後引き渡された外国向為替手形および付属書類が荷為替信用状の条件に準拠しているか否かを問わず)請求等の全額を、HSBC の支払日から満期日(いずれも当日を含みます。)までの期間に当該請求等に発生する利息と共に、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に従い、HSBC に対し支払うものとします。

3.11 いずれかの荷為替信用状が、受益者が請求等を行う時またはその前に、顧客に対し、外国向為替手形および付属書類のうち特定のものを直接送付することを規定する場合、当該荷為替信用状に基づく請求等に関して、残りのすべての書類は HSBC に提出されなければなりません。顧客が付帯荷物物の引渡しを得るために直接送付された上記の書類を使用する場合、ディスクレパンシーまたはその他顧客もしくは HSBC の義務を免除しまたは影響を及ぼしたかもしれない他の事柄にかかわらず、

HSBC は、当該荷為替信用状に基づいて呈示されたすべての外国向為替手形および付属書類を引受け、また付帯荷物に関して振り出されたすべての外国向為替手形および付属書類を、呈示に応じて支払いまたは引受け、また満期に支払う権限を有します。顧客は、第 9 条(償還および補償)に定める償還義務および補償が、当該荷為替信用状に関して HSBC が支払った金額に適用されることを確認します。

3.12 いずれかの荷為替信用状が、「協会貨物約款」または他の業界基準条項を含む保険証券/証書に基づき付帯荷物に保険を付すことを規定する場合、HSBC は、「米国協会貨物約款」または HSBC が適切と判断する他の業界基準条項を含む保険証券/証書を受け入れることができます。

3.13 HSBC は、顧客が、外国向為替手形および付属書類または付帯荷物に関する荷為替信用状に関して、顧客の債務を完全に履行しない限り、いかなる時点においても、顧客に対して、外国向為替手形および付属書類または付帯荷物を引き渡す義務を負わないものとします。

3.14 HSBC が荷為替信用状(以下「バック・トゥ・バック荷為替信用状」といいます)を他の荷為替信用状(以下「マスター荷為替信用状」といいます)とバック・トゥ・バックで発行する場合、顧客は、

- (a) 当該バック・トゥ・バック荷為替信用状に関する顧客の債務が当該マスター荷為替信用状の履行に付従するものまたは条件付きではないことを確認し、
- (b) 当該マスター荷為替信用状におけるすべての支払いを受ける権利を、無条件かつ取消不能で、HSBC に完全に譲渡または移転し、
- (c) 当該マスター荷為替信用状を、HSBC の同意なしに修正し、または修正を承諾してはならず、また HSBC が当該マスター荷為替信用状に基づく全額を受領しないことになる可能性のあるいかなる行為をなさず、
- (d) 呈示された外国向為替手形および付属書類にディスクレパンシーがあり、または要件が整っていないとしても、当該バック・トゥ・バック荷為替信用状に基づいて呈示された外国向為替手形および付属書類を、当該マスター荷為替信用状に基づく請求等をするために使用する権限を HSBC に与えます。

3.15 HSBC は、バック・トゥ・バック荷為替信用状の条件と関連するマスター荷為替信用状との間の不整合について、顧客に通知する義務を負いません。

#### 輸出

3.16 HSBC が確認を付与した荷為替信用状または SBLC(開示ベースか非開示ベースかを問いません)について関連発行銀行から HSBC に全部または一部の支払いがなされない場合、顧客は、当該不払いがリコース事由に起因する場合、当該未払金額の HSBC への償還のみが要求されます。顧客による当該償還は、HSBC の請求があり次第、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に基づき支払われる利息と共に、直ちに支払われるものとし、また、顧客は、当該不払いに起因して HSBC が被った損失または損害につき HSBC に償還するものとします。

3.17 荷為替信用状または SBLC が HSBC の同意なく修正された場合、呈示された外国向為替手形および付属書類が荷為替信用状または SBLC の条件に完全に遵守していない場合、荷為替信用状または SBLC の原本が HSBC の確認の前提となった荷為替信用状または SBLC の写しと異なっている場合、顧客が本第 3 条に基づくその義務を遵守していない場合、または関連発行銀行から、リコース事由の結果、HSBC が全額もしくは一部の支払いを受領していない(または HSBC が引受けできない)場合、HSBC は、確認(開示ベースか非開示ベースかを問いません)に拘束されず、また、荷為替信用状または SBLC を買い取る義務を負いません。

3.18 HSBC が非開示ベースで荷為替信用状または SBLC を確認する場合、顧客は、HSBC 以外の者に荷為替信用状または SBLC に関する呈示を行わず、また、荷為替信用状または SBLC の原本、有効な書類および関連発行銀行が発行する条件変更を HSBC に速やかに提出するものとします。

3.19 HSBC が荷為替信用状または SBLC を確認した場合(開示ベースか非開示ベースかを問いません)、顧客は、

- (a) 無条件かつ取消不能で、HSBC に対し、当該荷為替信用状または SBLC における支払いを受ける権利の全部を完全に譲渡または移転し、
- (b) HSBC が当該荷為替信用状または SBLC に基づく全額を受領しない結果をもたらさうる行為をなさものとします。

#### 4. 保証書等

4.1 本第 4 条の規定は、HSBC が発行、確認または提供する SBLC、請求払保証書(外国向為替手形および付属書類の avalisation、共同引受けまたは引受けを含みます)、ポンド、カウンター保証書、カウンター-SBLC または類似の独立した支払義務(それらの延長、更新または条件変更を含みます)(それぞれ「保証書等」といいます)に適用されます。

4.2 顧客は、

- (a) HSBC が発行または締結した各保証書等の顧客用の写しを点検して、関連する依頼書との整合性を確認することを約束し、
- (b) その内容に対する異議があれば HSBC に直ちに通知することに同意します。

4.3 HSBC は、保証書等に基づく請求等で、その条件を外見上充足すると見られるものについては、当該請求等の有効性または金額に争いがある可能性がある場合であっても、顧客もしくは他の当事者に対する照会をすることまたは顧客もしくは他の当事者から追加的な権限付与を受けることなく、また当該請求等が適切になされたか否かを調査することなく、引受け、支払い、またはオーナー(honour)する権限を有します。顧客は、そのような請求等を、HSBC がそれを支払いまた遵守する義務を負う決定的な証拠として承諾し、またかかる請求等に基づいてまたはそれに関連して誠意をもって HSBC がなした支払いまたは講じた措置は、顧客を拘束します。

4.4 保証書等に基づく書類の呈示は、HSBC が、それらが妥当であると判断し、全体として保証書等の要求事項に適合していると判断した場合、保証書等の条件を充足しているとみなされるものとします。顧客は、当該書類を点検することとなる可能性のある遅延または存在する可能性のあるディスクレパンシーを特定できなかったことにつき、HSBC に対するすべての請求を放棄します。

4.5 顧客からの反対の指図にもかかわらず、HSBC は、関連する保証書等の条件を充足しないと判断する請求等を拒否する権利を有します。HSBC は、請求等を拒否する前に、顧客に通知し、またはディスクレパンシーに関する顧客の権利放棄を求める義務を負いません。HSBC がディスクレパンシーに関して権利放棄を求める場合でも、そのように権利放棄を求めることにより、他の機会にディスクレパンシーの権利放棄を求める義務を HSBC に負わせるものではありません。

4.6 HSBC が顧客に請求等に関するディスクレパンシーを通知し、顧客が HSBC またはそのコレス銀行もしくはその代理人に以下のいずれかを請求した場合、顧客は、第 9 条(償還および補償)に定める償還義務および補償が当該請求等および/または当該保証書もしくは補償状に適用されることを確認します。

- (a) 本保証書等に基づく支払いを、当該ディスクレパンシーにかかわらず行うこと

(b) 当該ディスクレパンシーを対象とする保証書もしくは補償状に連署もしくはその発行を行うこと

4.7 HSBC は、いつでも、保証書等に HSBC が適切と考える修正または追加の条件の挿入をすることができます。ただし、当該修正または追加の条件は、当該保証書等に関する顧客の債務を増大させないものとします。HSBC は、受益者の同意に基づき、保証書等の全部または未使用残高を取り消すことができます。

4.8 依頼書中のいかなる指図にもかかわらず、HSBC は、SBLC が利用可能な銀行、通知銀行または確認銀行を自行のオフィスまたはその選択するコルレス銀行もしくは代理人に制限することができます。HSBC は、当該保証書等は、コルレス銀行または代理人以外のオフィス、銀行またはその他の者宛に振り出されたまたは振り出されたとされる外国向為替手形および付属書類をオナー(honour)することまたは支払うことを拒否することができます。

4.9 SBLC の条件が、当該 SBLC に基づき引き渡されることが要求される書類の受領前に受益者に対して支払いを行うことを(明示か黙示かを問わず)許容する場合、顧客は、当該 SBLC の満期日または HSBC が要求するそれより早い日に、(その後引き渡された書類が SBLC の条件に準拠しているか否かを問わず)請求等の全額を、HSBC の支払日から満期日(いずれも当日を含みます。)までの期間に当該請求等に発生する利息と共に、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に従い、HSBC に対し支払うものとします。

4.10 前各条にもかかわらず、顧客が HSBC に対し、コルレス銀行による保証書等の発行の手配を依頼し、そのためにカウンター保証書またはカウンターSBLC を HSBC が発行しなければならない場合、HSBC は、当該保証書等の発行をサポートするために HSBC が必要と考える条件をカウンター保証書またはカウンターSBLC に含めることができます。その条件は以下に限られませんが、カウンター保証書またはカウンターSBLC の有効期間および(関連する場合)請求等の期間は、保証書等の有効期間および(関連する場合)請求等の期間より長いものとし、また、保証書等の準拠法を反映するために、他の条件が追加されることがあります。

4.11 いずれかの保証書等が更新または延長を予定しており、かつ顧客が HSBC に対し、当該保証書等の要件に従い HSBC が取消通知を送付すること必要な時点の少なくとも 5 営業日前までに通知しない場合、HSBC は、1 年間または HSBC が選択する他の期間、更新または延長することができます。ただし、HSBC は、いかなる保証書等も発行、延長または更新する義務を負わないものとし、いつでも以下のことを行うことができます。

(a) 当該保証書等または当該保証書等の受益者が取消または廃止を認める場合、顧客に対する事前通知または顧客からの許可なしに保証書等を取り消し、または廃止すること、または、

(b) 保証書等または関連法が、当該保証書等が取り消され、延長されずまたは更新されない場合に、支払いを行うことを許容または要求する場合、顧客に対する事前通知または許可なしに保証書等を支払うこと

4.12 HSBC による保証書等の取消し、支払いまたは廃止は、いかなるときも、本規定に基づく HSBC および顧客の権利および義務を損なうものではありません。

4.13 保証書等が、保証書等の原本を HSBC に呈示して請求等をサポートしなければならないと明示的に規定していない限り、HSBC は、本保証書等の原本が HSBC に呈示されているか否かにかかわらず、請求等を支払い、かつ/または、遵守することができます。

4.14 顧客が、保証書等が減額、取消または終了されたと主張する場合であっても、HSBC は、保証書等の準拠法に基づき、減額、取消または終了されていないと決定することができます。または HSBC は、当該保証書等に基づく HSBC および/またはコルレス銀行の債務の減額、免除または免責に関する開



連受益者の確認を取得または要求する必要があると決定することができます。当該決定に基づいて、または当該確認が HSBC により受領されるまで、当該保証書等は、減額され、取り消されまたは終了したものと取り扱われずまたはそのようにみなされないものとします。

## 5. 取立

5.1 本第 5 条の規定は、取立取引に適用されます。

5.2 HSBC が顧客から、仕向銀行として取立を処理するよう依頼された場合、HSBC は、HSBC が回収銀行または呈示銀行から全額支払いを受領するまで、取立に関して顧客に支払いを行う義務を負わないものとします。

5.3 HSBC は、取立銀行または呈示銀行に外国向為替手形および付属書類を送付する前に当該外国向為替手形および付属書類を点検する義務を負いません。

5.4 HSBC は、仕向銀行から受け取った外国向為替手形および付属書類を点検する義務を負いません。

## 6. 買取等

6.1 本第 6 条の規定は、HSBC が外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の買取等を行う場合に適用されます。

6.2 HSBC が外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の買取等を行う場合、顧客は、無条件かつ取消不能で、

(a) 外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の所有権を HSBC に移転し、(当該買取等の条件として HSBC のために裏書されていない場合)HSBC のために外国向為替手形および付属書類を裏書し、裏書された外国向為替手形および付属書類の原本を HSBC に交付することを約束し、

(b) HSBC に対し、当該荷為替信用状または外国向為替手形および付属書類の代り金を受領するすべての権利を完全に譲渡または移転し、また、

(c) 元となっているトレード取引から生じる、関連する元となっている売掛金(および関連する権利および代り金(もしあれば))に対するすべての権利、権原および利益を、完全に HSBC に譲渡または移転します。

また、買取等の金額を外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の額面価額に前払い率を適用して計算した場合、当該買取等の金額を超える外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の代り金を HSBC が受領次第、HSBC は、(未払いの顧客の債務を差し引いた後)当該代り金を顧客に支払うものとします。

6.3 HSBC が外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の買取等を行った場合で、その支払いの全部または一部を、発行銀行、確認銀行、取立銀行、呈示銀行、支払人または義務者(のうち関連する者)から、HSBC が理由の如何を問わず受領しないときは(または、理由の如何を問わず、HSBC がこれに応じることができないときは)、HSBC が書面で別段の合意をしない限り、

(a) 当該トレード・サービスは、顧客に対する完全なりコース付きで提供されるものとし、また、

(b) 顧客は、受領されなかった金額を HSBC に償還することを要求されます。

当該償還は、HSBC の請求があり次第、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に基づき支払われる利息と共に、直ちに支払われるものとし、顧客は、当該不払いに起因して HSBC が被った損失または損害につき HSBC に償還するものとします。

6.4 HSBC が、外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の買取等をノン・リコース・ベースで行うことに同意した場合で、その全部または一部を、発行銀行、確認銀行、取立銀行、呈示銀行、支払人または義務者(のうち関連する者)から、HSBC が理由の如何を問わず受領しないときは(または、理由の如何を問わず、HSBC がこれに応じることができないときは)、顧客は、当該不払いがリコース事由による場合に受領されなかった金額を HSBC に償還することのみを要求されます。当該償還は、HSBC の請求があり次第、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に基づき支払われる利息と共に、直ちに支払われるものとし、顧客は、当該不払いに起因して HSBC が被った損失または損害につき HSBC に償還するものとします。

6.5 HSBC が外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の買取等を行う場合、HSBC は、その裁量により、以下の行為をなすことができます。

- (a) 当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状に関連して、条件付きの引受けおよびまたは参加引受けを取得し、かつまたは支払期日を延長すること
- (b) リベートまたは割引に基づき満期前に支払人または引受人からの支払いを承諾すること
- (c) 満期前に一部支払いを受け入れ、付帯荷物の相応の部分を当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の支払人または引受人または関連する付帯荷物の荷受人に引き渡すこと
- (d) いずれかの支払人の請求により、当該外国向為替手形および付属書類もしくは荷為替信用状に関する顧客の HSBC に対する債務に影響を及ぼすことなく、支払いもしくは引受けのための当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の呈示を遅らせること
- (e) 当該外国向為替手形および付属書類の引受けまたは支払いを取得するためにディスクレパンシーから発生する損失に対して補償状を付与すること(なお、顧客は、第 9 条(償還および補償)に定める償還義務および補償が当該補償状に適用されることを確認します)
- (f) HSBC が顧客の銀行口座から当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の金額を引き落とししたにもかかわらず、当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状に関して支払うべき金額を当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状の引受人または裏書人から回収するための手続きを開始し、措置を講じること

## 7. トレード・ファイナンス・ローン

7.1 本第 7 条の規定は、HSBC が顧客に随時提供するトレード・ファイナンス・ローンに適用されません。

7.2 HSBC が顧客に提供するトレード・ファイナンス・ローンは、アンコミットメント・ベースとし、HSBC は、理由を顧客に提供することなく、いつでも当該トレード・ファイナンス・ローンを終了または取り消すことができます。ただし、これらは適用されるファシリティ契約書の規定に従うものとします。

7.3 利息は、トレード・ファイナンス・ローンについて発生し、第 15 条(手数料、コミッション、利息およびチャージ)に従って支払われるものとします。

7.4 顧客は、HSBC が書面で別段の同意をしない限り、請求があり次第、各トレード・ファイナンス・ローンを、経過利息ならびに未払いの手数料、コミッション、チャージおよび HSBC が負担した費用とともに返済するものとします。いかなる場合も、顧客は、遅くとも以下の日までに、トレード・ファイナンス・ローンを返済するものとします。

- (a) 満期日

(b) 物品またはサービスによる資金調達が目的である場合、顧客が当該物品またはサービスの売却代金の全部または一部を受領する日、および/または、

(c) 顧客に対する債務による資金調達が目的である場合、顧客が当該債務の支払いの全部または一部を受領する日

(d) また、HSBC の請求があり次第、顧客は、当該トレード・ファイナンス・ローンおよび他の顧客の債務の返済に使用するために、当該トレード取引に基づきまたは関連して顧客に支払われるすべての金員が HSBC の指定する銀行口座に直接支払われるよう手配します。

7.5 あるトレード・ファイナンス・ローンにつき、顧客が別のトレード・ファイナンス・ローンに基づいて貸付の実行を請求する権利を有する日にその返済期限が到来した場合は、HSBC は、以下のことを要求することができます。

(a) 返済すべきトレード・ファイナンス・ローンの金額を、貸付を実行すべき金額から控除すること、および、

(b) 差額(もしあれば)のみを顧客に支払うこと

7.6 顧客がトレード・ファイナンス・ローンを依頼し、当該ローンが荷為替信用状または確認済みの発注書、見積請求書もしくは依頼書に明記された他のサポート書類により裏付けられることになっている場合、顧客は、顧客が当該トレード・ファイナンス・ローンの依頼書を提出する時まで、当該荷為替信用状の原本(もしあれば、すべての条件変更を含みます)または確認済みの発注書、見積請求書または依頼書に記載された他のサポート書類の写し(のうち関連するものを)、いずれも、HSBC が要求する書式で、HSBC に提出するものとします(以下、これらの書類を「サポート書類」といいます)。

7.7 HSBC が顧客に対しサポート書類により裏付けられるトレード・ファイナンス・ローンを提供する場合、顧客は、

(a) 当該サポート書類に記載される付帯荷物の購入、生産、処理、製造、保管、付保、および/または販売もしくは出荷の準備のためにのみ、当該トレード・ファイナンス・ローンの代り金を使用し、

(b) HSBC の事前の書面による同意なしに、当該サポート書類に対するいかなる条件変更または取消しを承諾せず、

(c) 関連する付帯荷物の価額または当該サポート書類に基づき支払われるべき代り金がトレード・ファイナンス・ローンの額を下回った場合、速やかに HSBC に通知し、

(d) 関連する付帯荷物が当該サポート書類の条件に従って出荷されない場合、速やかに HSBC に通知し、

(e) サポート書類が荷為替信用状の場合、当該荷為替信用状に定める期限の満了までに、当該荷為替信用状の条件を厳守して HSBC にすべての外国向為替手形および付属書類を提出し、かつ、

(f) サポート書類が荷為替信用状でない場合、関連する付帯荷物の出荷後速やかに、関連する付帯荷物が関連する買主に対し関連する売買契約の条件に基づき供給されたことを証明する請求書および他の書類を HSBC に提出するものとします。

7.8 HSBC が顧客に対し荷為替信用状により裏付けられるトレード・ファイナンス・ローンを提供する場合であって、HSBC が支払いまたは承認のために必要な外国向為替手形および付属書類を発行

銀行に呈示するとき、および/または HSBC が当該荷為替信用状もしくは当該荷為替信用状に基づき呈示された外国向為替手形および付属書類の買取等を行うときは、HSBC は、当該荷為替信用状の代り金または買取等の金額を当該トレード・ファイナンス・ローンの返済および他の未払いの顧客の債務(経過利息を含みます)に充当する権限を有します。

## 8. 付帯荷物の貸渡、出荷保証書および補償状(letter of indemnity)の依頼

8.1 本第 8 条の規定は、付帯荷物の貸渡、出荷保証書または補償状(letter of indemnity)についての依頼書に適用されます。

8.2 顧客が HSBC に、付帯荷物の貸渡を容易にするために、補償状(letter of indemnity)もしくは出荷保証書に署名または連署すること、または(場合に応じて)航空貨物運送状、船荷証券、小包郵便受領書または引渡し注文書(総称して、「運送書類」といいます)に署名し、裏書きし、またはこれらを引き渡すことを依頼する場合、

(a) HSBC は以下のことをする権限があります(ただし義務ではありません)。

(i) 呈示された外国向為替手形および付属書類を点検することなく、また何らかのディスクレパンスを認識しているか否かを問わず、引き渡された付帯荷物に関連する荷為替信用状、取立または外国向為替手形および付属書類に基づきなされた何らかの請求等(呈示された外国向為替手形および付属書類の引受けを含みます)をオナー(honour)し、かつ、付帯荷物の請求金額または付帯荷物の価値のいずれかが高い方を支払うこと

(ii) HSBC が保有する運送書類を、補償状(letter of indemnity)または出荷保証書の償還のために利用すること

(b) また、顧客は、(ディスクレパンスがあるか否かを問わず)関連する付帯荷物の支払いのために呈示された外国向為替手形および付属書類を速やかに引き受けるものとし、第 9.2 条(償還および補償)に基づき HSBC および他の被補償当事者を補償するものとします。

8.3 付帯荷物および/または外国向為替手形および付属書類は、付帯荷物の引渡しおよび販売のために顧客に引き渡されます。

8.4 HSBC は、本規定に基づき HSBC に償還し補償する顧客の義務および債務を免除することなく、補償状(letter of indemnity)または出荷保証書の発行または HSBC の署名、裏書きまたは運送書類の引渡しに起因または関連して発生する請求等につき、HSBC が適当であると判断する方法により、譲歩、和解、支払いまたは拒否することができます。

8.5 顧客は、関連する運送書類の原本受領後直ちに、補償状(letter of indemnity)または出荷保証書(もしあれば)を償還し、HSBC に取り消しのために引き渡すものとします。

8.6 顧客は、補償状(letter of indemnity)または出荷保証書が HSBC に返却され、HSBC が当該補償状(letter of indemnity)または出荷保証書に基づくすべての債務を免除されるまで、補償状(letter of indemnity)または出荷保証書に関する顧客の債務が継続し、かつ減額されないことに同意します。

---

## 第 2 節-償還、補償および他の権利

---

### 9. 償還および補償

9.1 顧客は、請求があり次第、いずれかのトレード・サービスに関して HSBC がいずれかの者に(いかなる方法であれ)支払ったまたは支払うべきすべての金額を HSBC に償還または支払うものとし、また請求があり次第、当該トレード・サービスに関する元本、利息、コミッション、手数料、増加費用、租税、関税および通関手数料を含め、顧客が HSBC にいかなる時点においても支払うべきすべての

金額ならびに当該トレード・サービスの提供に関連して HSBC が負担した費用および経費を HSBC に対し支払うものとします。

9.2 顧客は、HSBC および HSBC グループの各会社、ならびにそれらの役員、従業員および代理人(それぞれ、「被補償当事者」といいます)に対し、請求があり次第、直接的、間接的、派生的な責任および損失、支払い、損害、要求、請求、経費および費用(リーガル・フィー、手数料、受益者または他の者からの請求、要求および責任を含み、完全補償ベースとします)、訴訟、法的措置および他の結果(総称して、「損失等」といいます)で、被補償当事者がいずれかのトレード・サービスならびに本規定に基づく権利の行使に基づきまたは関連して被る可能性があるものに対して補償するものとします。ただし、損失等が被補償当事者の詐欺、重過失または故意に起因する場合は除きます。顧客は、請求があり次第、損失等の全額を被補償当事者に支払うものとします。

9.3 顧客は、いずれかの被補償当事者の請求があれば、顧客の費用負担で、直ちに、トレード・サービスに関連して当該被補償当事者に対して提起された法的措置に出頭し、かつ防衛し、当該被補償当事者が合理的に要求する支援を提供するものとします。

9.4 HSBC は、いつでも、通知なく、その時点で未払いの顧客の債務を、たとえ引き落としや差し引きにより顧客の銀行口座の貸越を招くとしても、顧客がいずれかの HSBC グループ会社に保有する銀行口座から引き落とし、または HSBC が保管または受領し顧客に支払うべき代り金から、差し引くことができます。

9.5 HSBC またはいかなる者が随時なす以下の行為によっても、本規定に含まれる補償は、免責または軽減されないものとし、また顧客の責任は、影響を受けないものとします。

- 当該補償または顧客の責任を変更、実現もしくは免除すること
- いずれかの者に猶予もしくは譲歩を付与すること
- いかなる譲歩、取決めもしくは和解を承諾もしくは変更することに同意することまたは支払いを主張もしくは執行しないこと
- いずれかのトレード・サービスの条件を決定、変更、短縮もしくは延長すること
- その他、本条項がなければ、顧客を免責しその他の免除する効果を有しうる作為または不作為

## 10. 現金担保

10.1 顧客は、請求があり次第、HSBC が顧客の債務または HSBC の同意がある場合それより低い金額を補填するのに十分な金額の現金を、HSBC が指定する銀行口座に支払います(以下、当該支払金額を「現金担保」といいます)。

10.2 HSBC により要求される場合、顧客は、HSBC に対し、HSBC が満足する形式および内容で、銀行口座および当該現金担保に関して準拠法域で慣例的な担保権を設定するものとし、顧客は、当該担保権が対抗要件を具備しかつ顧客に対して執行可能であるために、当該担保権の届出、登記、記録、登録を行い、関連する手数料を支払うものとします。

10.3 HSBC は、通知または催告なしに、いつでも、請求等の支払い、トレード・ファイナンス・ローンの返済および/またはその他顧客の債務の一部もしくはすべての履行のために、一部のまたはすべての現金担保を充当(相殺、譲渡またはその他の方法によるかを問いません)することができます。

10.4 HSBC が別段の同意をしない限り、

(a) すべての顧客の債務が無条件かつ取消不能で全額支払われ、履行されたことに HSBC が満足しない限り、現金担保は、HSBC が顧客またはその他の者に対して負う債務を構成せず、顧客またはその他の者に対して(全部か一部かを問わず)返済または返金しないものとし、また、

(b) 現金担保に利息は発生しないものとします。

10.5 顧客は、現金担保または現金担保が保有されている銀行口座に対する抵当権、チャージ、質権、先取特権または他の担保権もしくは負担(HSBC のための担保を除きます)を設定または存続させてはならず、またそれらを譲渡、移転またはその他の取引を行ってはなりません。

## 11. 質権

11.1 顧客は、請求があり次第、すべての顧客の債務について、HSBC に対し支払います。

11.2 顧客は、許容される範囲において、保管、取立、担保、請求等の実行または他の理由によるか否かを問わず、または通常の銀行業務の過程においてであるか否かを問わず、または準拠法域の内外を問わず、いつでも、HSBC の現実のもしくは擬制の占有もしくはコントロール下にあるか、または HSBC のためもしくは HSBC の指図により信託保有されている、すべての外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物について、顧客の債務の継続的な担保として HSBC のために質権を設定するものとします。

11.3 HSBC に要求される範囲において、顧客は、顧客の債務の担保として外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物に質権を設定し、証明し、かつその完全な効力を与えるために、すべての行為(追加的な書類を締結することを含みます)を行うものとします。

11.4 質権(またはそれに相当するもの)が執行可能であるために届出、登記またはその他公に記録される必要がある準拠法域においては、HSBC の要求に基づき、顧客は、当該質権を届出、登記または記録するためのすべての合理的な措置(関連する手数料の支払いを含みます)を講じるものとします。

11.5 担保を統合する権利に対するいかなる制限も、本第 11 条に基づく質権には適用されないものとします。

11.6 質権が設定された外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物の危険は、顧客が負担し、HSBC または他の HSBC グループ会社は、HSBC が担保として保有する外国向為替手形および付属書類または付帯荷物の紛失、損傷または価値の減価に一切責任を負わないものとします。

11.7 もし、

(a) 顧客が支払期日にまたは請求時に顧客の債務を支払わない場合、

(b) 顧客が本規定の他の条項を遵守しない場合、

(c) 顧客が本規定に基づいて行った表明が、これがなされたかまたはなされたときみなされた時点で、不正確であったか、または不正確であったことが判明した場合、

(d) 顧客が、支払期日が到来したときに債務の支払いが不能でありもしくはかかる支払いが不能であることを認め、または顧客が設立された法域の法律において倒産状態もしくは破産状態でありもしくは倒産状態もしくは破産状態であるとみなされる場合、または、

(e) 顧客が、更生、一以上の債権者との和解その他の取決め、解散、またはその他のいかなる形態の破産もしくは倒産の手続きに入り、またはその対象となる場合には、

11.8 HSBC は、質権を実行することができ、また、顧客もしくはその他の者に関する催告、通知、法的手続きまたはその他の手続きを行うことなく、いつでも、また何らの制約および

請求なしに HSBC が便宜と見なす方法で、外国向為替手形および付属書類または付帯荷物の全部もしくは一部を、換価、売却、買取、その他の処分を行うことができ、HSBC は、かかる換価、売却、買取もしくは処分に起因する損害につき責任を負いません。

11.9 質権の実行後に HSBC が受領し、回収し、またはその他実現したすべての金員は、顧客の債務全体の履行に向けた HSBC の権利を保全するためと HSBC が判断する限り、別個の有利子仮勘定に入金することができます。

## 12. 輸入担保荷物貸渡

12.1 外国向為替手形および付属書類または付帯荷物について提供されたトレード・サービスに関する顧客の債務の残高がある間に、当該外国向為替手形および付属書類または付帯荷物が顧客もしくはその指図人により保有され、または顧客もしくはその指図人に引き渡される場合、顧客は、

(a) 当該外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物(ならびに売却代金および/または保険金)を、提供されるトレード・サービスに関して HSBC と顧客との間で随時合意される目的のためにのみ、HSBC のために信託保有し(または、信託が認識されず、執行可能でない場合、HSBC の指図人により保有し)、

(b) 当該売却代金および/または保険金並びに当該付帯荷物を、顧客の他の資産とは分離し、特定することができるように保管し、

(c) 当該外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物は第 11 条(質権)の質権の対象であり続けるものの、危険は顧客が負担することを確認し、

(d) HSBC の請求により、HSBC が要求する他の書類とともに、HSBC が満足する様式および内容の輸入担保荷物保管証を作成し、HSBC に交付し、

(e) 当該外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物に関して HSBC が顧客にする指図または要求を速やかにかつ完全に遵守し、

(f) 当該付帯荷物の売却代金および/または保険金を受領次第、速やかに HSBC に支払い、また、

(g) HSBC が当該付帯荷物、当該外国向為替手形および付属書類ならびに/または当該付帯荷物の売却代金および/もしくは保険金をいつでも占有および処分することができることを確認します。

## 13. 相殺

13.1 HSBC は、いつでも、通知なく、顧客の債務または HSBC の債務の支払場所、ブッキング支店または通貨にかかわらず、顧客が HSBC に保有するすべての銀行口座を統合し、また、顧客の債務を、HSBC が顧客に対して負う債務(現金担保または HSBC が受領または保有する代り金に関するものを含みます)に対して相殺することができます。

13.2 相殺を実行するために、HSBC は、異なる通貨建ての金額を、関連する為替レートで、別の通貨に換算することができます。

13.3 顧客の債務が清算されていないかまたは不確定である場合、HSBC は、顧客の債務の金額であると誠実に見積もった金額を、充当または相殺することができます。

## 14. 追加的権利

14.1 HSBC の本規定に基づく権利は、顧客または他の者のいずれから取得するかを問わず、HSBC が現在または将来有することとなる一以上の本規定に基づく権利とは別の補償、保証、有価証券または他の債務に追加されるものであり、またそれらにより一切不利益または影響を受けません。

14.2 HSBC は、本規定に基づく権利または顧客もしくは他の者から取得する現在もしくは将来有する本規定に基づく権利とは別の補償、保証、有価証券または他の債務に関する権利を、その選択する順序により、行使することができ、顧客は、これと異なる定めを有する権利を放棄します。

---

### 第 3 節-手数料および支払い

---

## 15. 手数料、コミッション、利息およびチャージ

15.1 顧客との間で書面による別段の合意がない限り、以下のとおりとします。

(a) 手数料および他のチャージ(利息およびコミッションを除きます)は、関連する依頼書、ファシリティ契約書または手数料表で合意された料率、金額および時期により、または HSBC の実務標準に従い、各トレード・サービスに関して顧客が HSBC に対し支払うものとします。

(b) 利息は、顧客が HSBC に対し、トレード・ファイナンス・ローンまたは買取等に関して、請求があり次第、これを支払うものとし、当該トレード・ファイナンス・ローンまたは買取等の金額に対し、HSBC が当該トレード・ファイナンス・ローンまたは買取等を提供した日から、当該トレード・ファイナンス・ローンまたは買取等が全額返済または決済される日までの期間発生し、かつ、関連する依頼書、ファシリティ契約書または手数料表で合意された料率を参照して、または HSBC の実務標準に従い、算定されるものとします。

(c) 利息は、顧客が HSBC に対し、HSBC が支払う請求等に関して、請求があり次第、これを支払うものとし、請求等の金額に対し、HSBC が当該請求等を支払った日から、当該請求等から生じる顧客の債務が全額償還される日までの期間発生し、かつ、関連する依頼書、ファシリティ契約書または手数料表で合意された料率を参照して、または HSBC の実務標準に従い、算定されるものとします。

(d) また、コミッションは、顧客が HSBC に対し、荷為替信用状または保証書等に関して、請求があり次第、これを支払うものとし、当該荷為替信用状または保証書等の額面価額および関連する依頼書、ファシリティ契約書または手数料表で合意された料率を参照して、または HSBC の実務標準に従い、算定されるものとします。

15.2 トレード・サービスに関して発生する手数料、利息またはコミッションは、日々発生し、実際に経過した日数および年 365 日のベースで、または関連する準拠法域の市場慣行がこれと異なる場合は、当該市場慣行に従って、計算されます。

15.3 顧客が HSBC に対し支払う手数料、コミッション、利息またはチャージは、払い戻し不能です。

15.4 顧客が本規定に基づき支払うべき金額をその支払期日に支払わない場合、遅延利息は、支払期日から実際の支払日まで(判決の前後を問わず)、関連する依頼書、ファシリティ契約書または手数料表で合意された料率または HSBC の実務標準に従って、未払金額について発生するものとします。



## 16. 支払い

16.1 顧客による支払いは、法律により強制されない限り、相殺、反対請求、源泉徴収またはいかなる種類の条件も付されることなく、即時に利用可能で、自由に譲渡可能かつ決済可能な資金で、HSBC による指定に従い、HSBC に対して行われます。

16.2 トレード・サービスに関して HSBC に対し支払われまたは支払われるべきすべての金額は、租税を抜いたベースで表示されます。顧客は、顧客が HSBC に対し支払う必要がある金額に課される関連する租税を、(必要に応じて)支払わなければなりません。

16.3 法律により控除または源泉徴収が要求される場合(租税のためになされる場合を含みます)、顧客は、

(a) 必要な最低額の控除または源泉徴収を行った後、HSBC が、当該控除または源泉徴収が行われなかった場合に HSBC が受領したであろう金額と少なくとも同額の正味金額を受領し、保持する権利を有するように、支払う金額を増額し、また、

(b) 当該支払いから 30 日以内に、関連租税当局が当該控除または源泉徴収を受領したことを証明する関連租税当局からの確認を書面で HSBC に送付しなければなりません。

16.4 HSBC が別段の同意をしない限り、顧客による HSBC への各支払いは、当該支払いが行われる関連する顧客の債務の通貨で行われるものとし、顧客は、いずれの法域においても他の通貨で当該支払いを行う権利を放棄します。HSBC が顧客またはその他の者から期日の到来した支払いの通貨ではない通貨で支払いを受領した場合、または HSBC が他の通貨建ての未払いの顧客の債務の弁済に充当するために現金担保を他の通貨に換算する必要がある場合、関連する為替レートを使用した(または、適用ある場合、顧客および HSBC がこれらの目的のために締結したヘッジ契約の条件に基づく)換算を行うものとします。HSBC が本規定で認められる通貨換算を行う場合、顧客は、換算を行うにあたり HSBC が被った費用、損失または責任につき HSBC に対し補償するものとします。

16.5 顧客が支払うべき支払い、または顧客が支払うべき支払いに関連して出された命令、判決もしくは裁定が、顧客もしくはその他の者に対する請求もしくは証明を行いもしくは提出するために、または命令、判決もしくは裁定を取得もしくは執行するために、他の通貨に換算されなければならない場合、顧客は、換算から生じまたはこれに起因する費用、損失または責任につき HSBC に対し補償するものとします。

16.6 本規定、トレード・サービスまたは本規定が参照するいかなる書類に基づく HSBC による料率または金額の通知または決定は、(明らかな過誤が含まれていない限り)当該料率または金額の決定的な証拠となるものとします。本規定および/またはトレード・サービスに関連する法的手続きにおいて、HSBC の帳簿への記帳は、それらが関係する事項の一応の証拠となります。

16.7 顧客の債務に関して HSBC に対し支払われるすべての金員は、当該債務の弁済に充当し、または、顧客の債務の全部の履行に向けた HSBC の権利を保全するためと HSBC が判断する限り、別個の仮勘定に入金することができます。

16.8 HSBC が受領した金員は、(法律で別段の義務付けがある場合を除き)、以下の順序で充当されるものとします。

(a) 第 1 に、顧客が HSBC に対し支払うべきすべての費用、手数料および経費(リーガル・フィーを含みます)の履行

(b) 第 2 に、HSBC に対して負う利息または他の金額(元本以外のもの)の履行

(c) 第 3 に、顧客が HSBC に対して負う元本の履行

16.9 HSBC が、顧客の債務に関して HSBC に対し支払われた金員を、倒産、破産もしくは清算に関する法令または他の理由により返還する必要がある場合、HSBC は、当該金員が支払われなかったものとして、本規定および関連トレード・サービスを執行することができます。

16.10 営業日以外の日に支払期限が到来する金額は、翌営業日に支払うものとします。この場合、利息およびコミッションの算定は、場合に応じて調整されます。

16.11 トレード・サービスに関連して顧客が HSBC に対し支払う金額が公表された基準金利(中央銀行参照金利など)を参照して計算され、そのレートが計算時にゼロ%未満である場合、当該レートはゼロ%とみなされるものとします。

---

#### 第 4 節-表明、確約および制裁措置

---

### 17. 表明および保証

17.1 顧客が HSBC に対して行う他の表明および保証に加えて、顧客は HSBC に対し以下のことを表明し、保証します。

- (a) 顧客は、設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続し、現在実施されている事業を遂行し、資産を所有し、本規定を締結しこれに基づく義務を履行するための完全な権能を有しており、その基本構造または存在の変更について HSBC に速やかに通知すること
- (b) 本規定および随時締結する各トレード取引において顧客が負うと定められた義務は、適法かつ有効で、拘束力があり、執行可能な義務であること
- (c) 顧客が本規定ならびに各トレード取引を合法的に締結し、本規定ならびに各トレード取引に基づく権利を行使し、義務を遵守することを可能にするために必要または望ましいすべての許可、同意、承認、決議、ライセンス、免除、申請、公証、または登録が取得または実施され、完全に有効であること
- (d) 本規定および顧客が随時締結することがある各トレード取引は、顧客の設立基本書類または顧客もしくはその資産を拘束する契約もしくは証書に抵触せず、または当該契約もしくは証書における不履行もしくは終了事由(ただし、名称のいかんを問わない)を構成せず、かつ、今後もかかる抵触または構成をしないこと
- (e) 顧客によりまたは顧客のために依頼される各トレード・サービスは、トレード取引に関する書類に記載される真正なトレード取引に関連するものであり、各トレード・サービスまたは本規定に関して HSBC に対し顧客が提供するすべての書類および情報(依頼書を含む)は、完全、正確、真正かつ有効であること
- (f) 顧客の清算、司法管理、財産管理もしくは類似の手続きのために、または、顧客または顧客の資産もしくは収益の全部もしくは重要な部分についての管財人および管理者、司法管理者、清算人または類似の公職の選任のために、顧客はコーポレートアクションをとっておらず、また、上記の手続きまたは選任のためのその他の措置またはいかなる法的手続きも開始されていないこと
- (g) HSBC が権利を有するかまたは有するとされる外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金は、いかなる担保権(HSBC のためのものを除く)も負担せず、顧客が当該外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金の唯一かつ実質的な所有者であること
- (h) HSBC が外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状についての買取等を顧客に提供した時点で、顧客は、当該外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状または関連

トレード取引に関する紛争(実際のものであるか、係属中のものであるか、またはそのおそれがあるものであるかを問わず)を認識していないこと

(i) HSBC が外国向為替手形および付属書類または荷為替信用状についての買取等を顧客に提供した時点または顧客にトレード・ファイナンス・ローンを提供した時点で、顧客は、HSBC 以外の者から当該外国向為替手形および付属書類、荷為替信用状または関連トレード取引に関するファイナンスを受けていないこと

17.2 本規定におけるすべての表明および保証は、(a)依頼書が提出され、処理中である日、(b)トレード・サービスの残高がある日、および(c)顧客の債務の残高がある日の各日に、なされたものとみなされます。

17.3 顧客は、顧客にトレード・サービスを提供するか否かを HSBC が評価する場合を含め、HSBC が顧客が行った表明および保証に依拠することを確認します。

17.4 顧客は、表明もしくは保証が不実となったことを知った場合、または顧客が表明もしくは保証を繰り返し行うことができなかった場合、直ちに HSBC に通知するものとします。

## 18. 確約

### 一般的確約

18.1 顧客は、HSBC が要求した場合、以下を行います。

(a) HSBC が要求する、トレード取引に関する情報(売買契約書、発注書および請求書の写しを含みます)、外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物に関する情報ならびに付帯荷物の売却案に関する情報を HSBC に提供し、トレード取引が何らかの理由で取り消されまたは終了された場合、またはトレード取引に関して重大な紛争が生じた場合、速やかに HSBC に通知します。

(b) HSBC が合理的に要求する顧客およびその関係者の財政状態、財産および事業に関する情報を HSBC に提供します。

(c) HSBC が「know your customer」または類似の確認手続きを満たすために求める情報を HSBC に提供します。

(d) 付帯荷物の所在および付帯荷物の状態、品質または量の変動について HSBC に逐次報告します。

(e) 法的手続きによるかその他によるかを問わず、何らかのトレード・サービスに基づくまたは関連する支払いの取立および執行において、HSBC に全面的に協力し、HSBC が要求するすべての支援を HSBC に提供します。

(f) 顧客の費用負担で、速やかに、以下の目的のために HSBC が指定する、すべての行為をなし、またはすべての書類を締結します。

(i) 本規定(現金担保、外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金に關するものを含みます)により、それに基づき、またはそれに関連して、HSBC に付与され、または付与されることを意図された権利の設定、対抗要件具備、保全または維持のため

(ii) 本規定により、それに従って、またはそれに関連して、または、法により付与される HSBC の権利、権限および救済措置の行使のため

(iii) HSBC が権利を有するか、または有することが意図されている外国向為替手形および付属書類または付帯荷物の HSBC による現金化を容易にするため

## トレード・サービスに関する確約

18.2 顧客は、トレード・サービスに適用される範囲において、かつ/または、HSBC が、関連する荷為替信用状、外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または参照される売却代金に権利を有している、または有しているとされる場合、以下の義務を負います。

(a) 荷為替信用状、外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金(関連する場合)には、HSBC のための信託、質権または他の形態の担保を除き、または HSBC により明示的に許可されたものを除き、抵当権、質権、チャージ、先取特権または他の担保権、負担または請求が存在しないようにします。

(b) 顧客が付帯荷物に対する権原を有するか、またはトレード・サービスに対する条件として付帯荷物に付保を要求される限り、

(i) 当該条件において規定されている保険の対象となるリスクに対して当該条件において規定される価額の保険(当該条件がない場合には、当該付帯荷物に適用される慣習に従った保険)を付帯荷物に付し、

(ii) 当該トレード・サービスの依頼書の日付の直後(ただし、いかなる場合にも 10 日以内)に、HSBC に関連する保険証券の写しを提出し、かつ、

(iii) 関連する保険証券になされた請求を HSBC に速やかに通知し、保険会社に付帯荷物に関するすべての保険金を HSBC に支払うよう指図します。

(c) HSBC から請求があった場合、

(i) 関連する保険証券に HSBC の付帯荷物に対する権利が裏書されるよう、速やかに手配し、かつ、

(ii) 関連する保険会社に付帯荷物に関する請求を速やかに提出します。

(d) 付帯荷物に関して受領したすべての保険金を速やかに HSBC に支払い、また、支払未了の間はかかる保険金を HSBC のために信託保有します(または、信託が認識されず、執行可能でない場合、HSBC の指図により保有します)。

(e) すべての外国向為替手形および付属書類を HSBC のために裏書きし、すべての外国向為替手形および付属書類を HSBC または HSBC の指図人に預託し、また、すべての外国向為替手形および付属書類ならびに付帯荷物における HSBC の権利をその記録に記載します。

(f) 外国向為替手形および付属書類および/または付帯荷物の、またはこれらに関連する、すべての運賃、倉庫、港湾、輸送および他の手数料、賃料ならびに他のすべての費用を速やかに支払います。

(g) HSBC の事前の書面による同意なしに付帯荷物の処理または変更を許可しません。

(h) 付帯荷物の価額または本規定に基づく質権もしくは信託の効力を害するおそれのあることを行いません。

(i) 買主の付帯荷物の購入を完了する債務に悪影響を及ぼしうる事態を知った場合、または付帯荷物の状態もしくは品質その他の変化もしくは悪化について、速やかに HSBC に通知します。

(j) 付帯荷物または外国向為替手形および付属書類の、またはこれらに関連する窃盗、詐欺、違法行為、紛失、損傷または他の悪用を知った場合、速やかに HSBC に通知します。

(k) 付帯荷物の検査、占有、またはその他付帯荷物に対する HSBC の権利の保全のために、HSBC(またはその代理人)が、付帯荷物が保管され、または所在する施設に立ち入ることを許可します。

(l) 提供されるトレード・サービスに関して HSBC と顧客との間で随時合意される場合を除き、外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金(関連する場合)、荷為替信用状(または確認(ベースか非開示ベースかを問いません))をファクタリング、譲渡、売却、処分または他の方法で処理することを試みません。

(m) 他の銀行、金融機関または類似の種類 of 金融会社に外国向為替手形および付属書類を呈示せず、または同一のトレード取引に関していかなる形態の資金調達および/または借入れも行いません。

(n) HSBC の事前の書面による同意なしに、荷為替信用状、SBLC または外国向為替手形および付属書類へのいかなる条件変更にも同意しません。

(o) HSBC が外国向為替手形および付属書類または付帯荷物に関して提供した保証、補償または他の約束から HSBC を速やかに免除します。

18.3 また、HSBC(またはその代理人)は、顧客に代わってかつその費用負担で、付帯荷物を出荷し、回収し、陸揚げし、保管し、付保し、もしくは検査し、かつ/または売却代金を請求し、回収する権限を有するものとします。

## 19. 法令および制裁措置の遵守

19.1 顧客は、以下のことを表明し、保証します。

(a) 顧客、その子会社、取締役、役員、従業員、エージェントまたは関係者のいずれも、以下のいずれかに該当する者もしくは法人であるかまたは当該者もしくは法人により所有されまたは支配されている者もしくは法人ではないこと

(i) 米国財務省外国資産管理局、米国国務省、国連安全保障理事会、欧州連合、英国財務省、香港金融管理局、または HSBC、顧客、トレード・サービスもしくはトレード取引に適用されるその他の制裁措置の発令機関もしくは執行機関により発令、管理または執行される制裁措置(以下「制裁措置」といいます)の対象

(ii) 制裁措置の対象である国もしくは領域またはその政府が制裁措置の対象である国もしくは領域に所在し、組織されもしくは居住する者または法人

(b) 各トレード取引に適用される必要な輸出入許可は取得済であること、また、HSBC が関連するトレード・サービスを顧客に提供することに輸出許可または他の許可を必要とする可能性があることを顧客が認識している場合、顧客は、HSBC が当該トレード・サービスを提供する前に、HSBC に通知すること

(c) 顧客は、その事業活動を行う各法域に関連する国内外の法令ならびに各トレード取引および当該トレード取引の対象(当該トレード取引または関連する書類に記載される荷物の出荷および資金調達を含みます)に関連する国内外の法令を、すべての重要な点において遵守していること

19.2 顧客は、以下のことを確認し、同意します。

(a) HSBC グループおよびそのサービス・プロバイダーは、制裁措置、輸出管理ならびにマネーロンダリング、テロ資金供与、贈収賄、汚職および脱税の防止に関するものを含め、様々な法域の法令に従って行為することが求められること

(b) HSBC は、顧客に対し、いつでも、原契約または他の書類を含む、あらゆるトレード取引に関連する情報を速やかに HSBC に提供するように要求することができること

(c) HSBC は、その法域の法律に基づき法的に許される範囲において、制裁措置または国内外の法令に従って行為するために適切であると考えられる措置(以下「コンプライアンス・アクション」といいます)を講じることができ、また他の HSBC グループ会社に講じるよう指図することができること。このようなコンプライアンス・アクションには、以下の措置が含まれます。

- (i) 支払い、通信または指図の傍受および調査
- (ii) ある者または法人が制裁措置または輸出管理の対象となっているか否かに関するさらなる調査を行うこと
- (iii) 以下を拒絶すること
  - (A) トレード・サービスを発行、更新、延長、移転または譲渡すること
  - (B) 請求等の支払いをすること
  - (C) 制裁措置、輸出管理または国内外の法令に適合しないトレード・サービスまたは指図を処理すること

(d) HSBC または HSBC グループ会社は、以下のいずれかの場合、損失、損害、遅延または本規定またはトレード・サービスに基づく HSBC の義務の不履行につき一切責任を負わないこと

- (i) 当該損失、損害、遅延または不履行が、HSBC、そのサービス・プロバイダー、または HSBC グループ会社が講じたコンプライアンス・アクションに起因または関連する場合
- (ii) 適用ある法令または政府機関により、トレード・サービスに関する請求等の支払い、メッセージまたはデータの送受信、またはトレード・サービスに関連する他の行為が妨げられた場合

---

## 第 5 節-指図および電子プラットフォーム

---

### 20. 指図

20.1 HSBC は、以下のものを受領し、これに基づく行為を行い、これに依拠し、また、これを有効かつ正確なものとして取り扱う権限を有します。

- (a) HSBC に対して顧客が与えた、または与えたとされるすべての通信、請求および指図(依頼書を含みます)(以下「指図等」といいます)
- (b) いかなる者が行ったかまたは行ったとされるすべての通信および請求等
- (c) HSBC に提出される一切の書類

20.2 ただし、上記のものいずれも、プラットフォーム、電子メール、ファクシミリ、テレコピー、テレックス、電報、電話または他の電子的手段(それぞれ、以下「電子的手段等」といいます)により、またはそれらを通じて行われるかまたは与えられるものを含むものとし、HSBC は、当該指図等、通信、請求等または外国向為替手形および付属書類の権限または有効性に関して調査する義務はないものとします。

20.3 顧客は、電子的手段等により HSBC に対してまたは HSBC から送信される通信、指図等、請求等および書類が、第三者による傍受、監視、修正、破損、ウイルスの混入、またはその他の妨害をされるリスクがあることを確認し、同意します。また、顧客は、それに起因する損失等につき、HSBC は顧

客またはその他の者に対して義務および責任を負わないことを確認し、同意し、また、顧客はこれに開するすべての請求を放棄します。

20.4 顧客が、電子的手段等により通信し、指図等を与え、請求等を行いもしくは書類を送信し、または HSBC に対し受益者またはその他の者にこれらを行うことを許可するよう指図する場合、顧客は、HSBC が被る一切の損失等(関連する指図等または請求等が権限なく行われた場合の支払いに関するものを含まず)につき、HSBC を補償し、また、一切の損失等を被らせないようにします。

20.5 顧客がその関係者のためにトレード・サービスの依頼書を提出した場合の取り扱いは以下のとおりとします。

(a) 顧客は、HSBC が、当該関係者から指図を受ける義務を負わず、HSBC が、関係者を代理する顧客のみを相手方として取引することができること(また、顧客はその関係者の書面による同意を取得すること)に同意します。

(b) 「トレード取引」の定義における顧客とは、当該関係者を指すと解釈されるものとし、「外国向為替手形および付属書類」および「付帯荷物」の定義においても、同様に解釈されるものとします。

(c) 本規定において、関連する外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金を顧客が呈示、取扱い、処分、譲渡、取引、利用するという場合(ただし、どのように記載されるかを問いません)、当該関係者によるこれらの行為を含むものとします。

(d) 顧客は、当該関係者が、関連するトレード取引、外国向為替手形および付属書類、付帯荷物および売却代金に関連する本規定における確約のすべてを遵守することを保証するものとします。

(e) 顧客が行った本規定における各表明は、顧客が自己のためにかつ当該関係者のために行うものとします(ただし、当該表明が(事実上の事情により)当該関係者に関してのみ行うことができる場合には、顧客が当該関係者のために行うものとします)。

20.6 HSBC は、以下の義務を負いません。

(a) 電子的手段等による通信、指図等、請求等または書類の提供を行う者の同一性または権限を確認すること

(b) 電子的手段等によって行われた通信、指図等、請求等または提出された書類に関する署名(電子的であるか否かを問いません)の真正性を検証すること

(c) 電子的手段等によって行われた通信、指図等、請求等または提出された書類に基づいて行為を行う前に顧客の事前承認を求めること

20.7 ただし、HSBC は、その完全な裁量により、通信、指図等、請求等または書類の有効性、真正性、および出所を確認するための措置(指図等について電話による確認を求めることを含まず)を講じ、または外部プロバイダーが要求する措置を講じることができます。また、通信、指図等、請求等または書類の有効性、真正性、および出所を確認することができない場合、通信、指図等、請求等または書類に基づく行為を遅延もしくは拒否し、またはいつでもトレード・サービスを停止もしくは終了することができます。

## 21. プラットフォーム

21.1 顧客は、以下のことを確認し、同意します。

- (a) HSBC は、本規定(または他の適用される条件)に基づくその義務を履行し、トレード・サービスを提供することができるように、外部プロバイダーがプラットフォームを提供することに依拠することができること
- (b) 外部プロバイダーは、HSBC から独立しており、そのプラットフォームの使用のために顧客に手数料を独自に請求することがあり、当該手数料の支払いは、顧客のみの義務となること
- (c) HSBC の本規定およびトレード・サービスに基づく義務は、外部プロバイダーの利用条件に基づく HSBC の権利および当該外部プロバイダーが提供するプラットフォームの利用可能性を前提とすること
- (d) HSBC は、いかなる外部プロバイダーの利用条件についても、顧客に通知し、または顧客に提供する義務を負わないこと
- (e) HSBC は、データまたはメッセージを処理し、取扱いまたは送信するために、外部プロバイダーが提供するプラットフォームが使用する電子プロセスに対するコントロールを有しないこと
- (f) 顧客は、本トレード・サービスに関して利用する(または利用しようとする)プラットフォームに適用されるすべての外部プロバイダーの利用条件または当該プラットフォームが課す手数料につき、HSBC に通知し、また変更につき直ちに HSBC に通知しなければならないこと
- (g) 顧客は、顧客が使用するプラットフォームに関するすべての情報であって HSBC が合理的に要求するものを速やかに提供しなければならないこと

21.2 HSBC は、以下の事由により顧客または他の者が被った損失または損害につき、一切責任を負いません。

- (a) 理由の如何を問わず、顧客、HSBC またはその他の者がプラットフォームを利用できないこと、または、
- (b) 顧客が、プラットフォーム、外部プロバイダー、または HSBC もしくは外部プロバイダーが顧客に提供するプラットフォームに関連するサービスを利用し、もしくはこれらにつながること

21.3 顧客は、

- (a) HSBC および外部プロバイダーのすべてのセキュリティ手続きならびにプラットフォームのセキュリティに関して HSBC および外部プロバイダーが顧客に発出するその他の合理的な要請(セキュリティ違反の是正措置に関する指図を含みます)を遵守するものとし、
- (b) 各プラットフォームならびに顧客のコンピュータおよび通信システムに保存された情報へのアクセスおよび利用に関するすべてのセキュリティ・アレンジメントを設定、維持および定期的に見直すことは顧客の義務であることを確認および同意し、また、各プラットフォームのセキュリティ・アレンジメントを評価し、顧客の利益を保護するために適切であると判断したことを確認し、
- (c) 各プラットフォームの不正のまたは権限のない利用またはアクセスを防止するためにあらゆる合理的な予防措置を講じるものとし、
- (d) 顧客およびその従業員のいずれも、プラットフォームのセキュリティまたは HSBC のシステムもしくはセキュリティに危険が及ぶおそれのあることを一切行わないことを保証し、また、
- (e) プラットフォームへの権限のないアクセスもしくは権限のない取引またはこれらの試みまたは権限のない指図等の実行の試みについて認識次第、合理的に可能な限り速やかに HSBC に通知するものとします。なお、この通知は電話で行う必要がありますが、電話から 48 時間以内に書面でも通知しなければなりません。



## 22. 責任の制限

22.1 HSBC または他の HSBC グループ会社はいずれも、本規定またはトレード・サービスに起因または関連して顧客(またはその関係者)が被りまたは支出した損失、損害、支払い、要求、請求、経費または費用に対して責任を負わないものとします。ただし、当該損失、損害、支払い、要求、請求、経費または費用が HSBC または他の HSBC グループ会社の重過失または故意に直接起因する場合を除きます。

22.2 第 22.1 条にかかわらず、HSBC または HSBC グループ会社は、いかなる場合においても、顧客(またはその関係者)に対して、以下のいずれに対しても責任を負いません。

- (a) 事業、収益またはデータの損失
- (b) 間接的、派生的または特別な損失または損害

22.3 なお、損失または損害の可能性について、HSBC または HSBC グループ会社に通知されているか否かを問いません。

22.4 第 22.1 条および第 22.2 条に影響を与えることなく、HSBC は、以下のいずれに対しても、義務および責任を負わないものとし、顧客は、これらに関し、HSBC に対するすべての請求等を放棄します。

- (a) いかなる者もしくはコルレス銀行への書類の送付もしくは支払いに関連する作為、不作為、損失または遅延、または、コルレス銀行の支払停止、作為、不作為、倒産もしくは破産
- (b) 郵送されたもしくはプラットフォームもしくは電気通信経路を通じた電子通信により送信されたメッセージ、書簡もしくは書類の、送付中もしくは送信中の遅延およびもしくは紛失、または第三者による通信の送信中もしくは配送中に発生した遅延、毀損もしくは他の過誤(なお、顧客は、それに反する指図があったとしても、HSBC は、適切と考える方法で、書類を送付することができることを確認します)
- (c) HSBC の合理的なコントロールを超える事由(HSBC がコントロールできない電気通信、データ通信およびコンピュータ・システムおよびサービスの不具合、機能不全もしくは利用不能、戦争、敵対行為、侵略、暴動、ストライキ、ロックアウトまたは他の労働争議もしくは労使紛争(HSBC の従業員またはその他の者が関与しているか否かを問いません)または法律もしくは行政命令(法の効力を有するか否かを問いません)を含みますがこれらに限定されません)による本規定上の義務の履行遅延または不履行
- (d) 国内外の法律、規則、決定もしくは国内外の裁判所もしくは政府機関の解釈を理由とする、HSBC による請求等の不払いまたは HSBC のその他の作為もしくは不作為
- (e) いかなる書類の形式、十分性、正確性、真正性、これに署名もしくは裏書をする者(HSBC に対して顧客または受益者の権限に基づくものとして呈示を行う者、請求を行う者、指図等を与える者(電子的手段によるものを含みます)を含みます)の権限、改ざん、または法的効力(ただし、当該書類が外見上合理的に適合していると見られる場合)
- (f) プラットフォームからもしくはトレード取引のいずれかの当事者からもしくはかかる当事者により作成され、呈示されもしくは受領したデータ、書類もしくはまたは明細書関連する書類の出所、正確性、有効性、真正性、改ざんまたは法的効力、または、当該データ、書類もしくは明細書が関係する物品、サービスもしくは他の履行の内容、数量、重量、品質、状態、梱包、引渡し、価値もし

くは存在、または、トレード取引の当事者、物品の荷送人、運送人、運送業者、荷受人、保険会社もしくは他の者の善意、作為、不作為、支払能力、履行もしくは地位

(g) 受益者のトレード取引に関する契約違反を含む不適切な行為(この場合、顧客がこれに係るすべての危険を負担するものとします)

(h) 顧客が HSBC から受けた助言に基づいて行動またはこれに依拠すること(かかる助言が顧客が求めたものか否かにかかわらず)

22.5 HSBC が、保証書等もしくは荷為替信用状の発行、支払い、付帯荷物もしくは外国向為替手形および付属書類の処理、または本規定により企図されるサービスをサポートする他の目的のために、他の当事者、コルレス銀行、エージェントまたはプラットフォームのサービスを使用する場合、HSBC は、顧客の勘定で、かつ、顧客の危険負担で、かかるサービスを使用するものとし、当該他の当事者の選択が HSBC によるものであったとしても、HSBC は、当該他の当事者に与えた指図が実行されなかった場合に、責任または義務を負いません。また、HSBC は、当該他の当事者の作為、不作為、不履行、支払停止、破産または倒産につき一切責任を負いません。

22.6 HSBC が顧客の依頼により外国向為替手形および付属書類の点検を行う場合、当該点検は、参考にすぎず、最終的または決定的なものではありません。HSBC がかかる点検においてディスクレパンスを特定しなかったことに対して、HSBC は、義務および責任を負わず、顧客は、これに関する HSBC に対するすべての請求を放棄します。

22.7 HSBC が、銀行が発行していない荷為替信用状または保証書等を通知すること、またはこのような荷為替信用状または保証書等に関する外国向為替手形および付属書類の呈示その他の処理を行うことに同意する場合、顧客は、以下のことを確認し、同意します。

(a) 当該荷為替信用状または保証書等は、独立した第三者の約束ではない場合があり、発行者または依頼人による支払いを保証するものではないこと

(b) 該当する ICC 規則は、このような種類の荷為替信用状または保証書等に対応せず、及ばずまたは適用されない場合があること

(c) 銀行が発行した荷為替信用状または保証書等と同様には発行者に支払いを求めることができない場合があること

(d) 顧客は、独立した法的助言を求めるべきであること

22.8 また、顧客は、上記のリスクのすべてを引き受け、当該荷為替信用状または保証書等に関する損失、損害、費用、手数料、請求、法的措置または要求について、HSBC に対するすべての請求(上記の種類荷為替信用状または保証書等を通知していることを顧客に警告しなかったこと、銀行が発行した荷為替信用状または保証書等と同様に荷為替信用状または保証書等の支払いをしなかったこと、または当該荷為替信用状または保証書等の発行者から支払いを回収しなかったことについての請求を含みます)を放棄します。

22.9 上記の規定に従った上で、顧客(またはその関係者)に対する HSBC または HSBC グループ会社の責任が本規定に基づきまたはトレード・サービスに関連して発生する場合、当該責任は、暦年で合計 100 万米ドルを超えないものとします。

## 23. 開示、秘密保持およびプライバシー

23.1 顧客と HSBC または HSBC グループ会社との間の他の条件に影響を与えることなく、HSBC は、以下のことを行う権限を付与されます。

(a) 本規定およびトレード・サービスに関連してその他の者をそのコルレス銀行、ノミニーまたは代理人として指名すること(HSBC は、本規定またはトレード・サービスに基づくその権限のいずれかを当該者に委任することができます)

(b) 外国向為替手形および付属書類、付帯荷物または売却代金に対する HSBC の権利を第三者に通知すること

(c) 以下の受領者に顧客情報を移転および開示すること(当該受領者は、当該顧客情報を処理、移転および開示することもできます)

(i) HSBC グループ会社ならびに HSBC および HSBC グループ会社の役員、取締役、従業員、専門アドバイザー、保険会社、ブローカー、監査人、パートナー、下請業者、コルレス銀行、ノミニー、代理人、サービス・プロバイダー(外部プロバイダーおよびプラットフォームを含みます)および関係者

(ii) 当局

(iii) 顧客に代わって行為する者、支払受領者、受益者、口座名義人、仲介人、コルレス銀行、エージェント銀行、清算機関、決済システム、市場カウンターパーティ、上流源泉徴収義務者、スワップまたはトレードの取引情報蓄積機関、証券取引所、および顧客が権原を有する証券の発行会社(当該証券が HSBC により顧客のために保管される場合)

(iv) いずれかのトレード・サービスに関する権利を取得する(または取得する可能性のある)、またはいずれかのトレード・サービスのリスクまたはそれに関連するリスクを引き受ける(または引き受ける可能性がある)者または法人

(v) 他の金融機関、信用照会機関または信用情報機関(信用照会を入手し、または提供するために限ります)

(vi) HSBC グループの事業の譲渡、処分、合併または買収に関連する者または法人(所在地を問わず、当該トレード・サービスが提供される法域と同等の水準の保護を提供するデータ保護法を有しない法域を含みます)

(d) なお、当該指定、通知、移転または開示を受ける者が関連準拠法域外に所在する場合を含みます。

23.2 HSBC は、外部プロバイダーによる顧客情報の取得、利用または開示に関する外部プロバイダーの作為または不作為に対して責任を負いません。

23.3 顧客が自然人(署名権者など)について HSBC に情報を提供した場合、顧客は、当該自然人が顧客にそうする権限(およびそれらの自然人に代わってデータ保護の通知を受領する権限)を与え、かつ、本規定により企図される行為を HSBC が遂行するために、または顧客に対してもしくは顧客のためにトレード・サービスを提供するために、HSBC が当該自然人の個人データおよびデータを取得、利用、保管、処理、移転および開示することに同意したことを確認します。

23.4 顧客は、顧客が HSBC に対し第三者への移転を依頼する情報が完全、正確であり、HSBC に対するいかなる請求(名誉毀損との請求、プライバシー、銀行の守秘義務またはデータ保護に関する請求、または他の第三者の権利を侵害するとの請求を含みます)を生じさせないことを保証するものとし、顧客は、HSBC が当該情報を移転するために必要な同意および/または権利放棄(必要な場合)を取得したことを確認し、表明するものとします。

## 24. 雑則

24.1 取消不能またはコミットメント・ベースで提供されたトレード・サービス以外については、HSBC は、いつでも、その完全な裁量により、トレード・サービスを撤回し、またはその提供を拒否することができます。

24.2 本規定またはトレード・サービスに基づくまたは関連する HSBC による権利放棄、免除または同意は、書面で行なわれた場合(プラットフォームを通じて行うことができます)に限り、効力を有します。

24.3 HSBC は、顧客に少なくとも 30 日前の書面による通知を行うことにより、いつでも本規定を変更することができ、また当該通知の発効日以降に依頼されるトレード・サービスは、修正後の本規定に従います。

24.4 HSBC は、顧客の費用負担で、本規定またはトレード・サービスに基づく義務に関する顧客の不履行を是正するために、HSBC が必要と考える措置を講じ、支払いを行う権限を有します。

24.5 HSBC が本規定またはトレード・サービスに基づく権利または救済措置を行使しなかった場合、または行使を遅延した場合でも、当該権利または救済措置の権利放棄とはみなされず、権利または救済措置の 1 つのみのまたは部分的行使は、他の権利または救済措置のさらなる行使または別途の行使を妨げないものとします。

24.6 顧客は、本規定またはトレード・サービスに基づく権利または義務を譲渡または移転することはできません。HSBC は、制約または通知なしに、本規定またはトレード・サービスに基づくまたは関連する権利のいずれかについて譲渡、移転または担保を設定することができます。

24.7 顧客が本規定またはトレード・サービスに関連して行う通知は、HSBC が顧客に直近で通知した HSBC の住所宛に書面で行わなければならない(ただし、第 20 条(指図)の規定に影響を与えるものではありません)。HSBC は、顧客に通知する場合、対面で、電話もしくはファクシミリにより、郵送により、プラットフォームを通じて、または顧客が同意する場合、別の電子チャンネルを通じて、顧客が HSBC に直近で通知した住所もしくは番号宛に、通知することができます。郵送による通知は、同一国内の場合は投函後 7 暦日後、国境を越える場合は投函後 15 暦日後に受領されたものとみなされます。

24.8 本規定の各条項は、分離可能であり、他の条項とは区別され、当該条項の 1 つまたは複数が違法、無効もしくは執行不能であるか違法、無効もしくは執行不能となった場合、残りの条項は、いかなる形でも影響を受けないものとします。

24.9 顧客に 2 人以上の者が含まれる場合、トレード・サービスおよび本規定に基づくまたは関連するこれらの者の義務および債務は、連帯債務であるものとします。

24.10 本規定のいかなる規定も、HSBC と顧客との間にパートナーシップ、合併事業または本人・代理人の関係を創出するものとはみなされず、またはいかなる性質の信託 (fiduciary) 関係を創出するものとはみなされません。

24.11 準拠法域の法律で認められる範囲において、顧客は、準拠法域において有する訴訟、裁判管轄権または判決(判決前の暫定的救済措置および判決の執行に関するものを含みます)からの主権免責特権を、その免責が自らに関連するか否かを問わず、または商業的もしくは非商業的資産(外交使節団その他の名義で保有され、または顧客の中央銀行もしくは他の通貨当局に帰属する土地、銀行口座もしくは他の資産を含みます)に関連するか否かを問わず、取消不能な態様で放棄します。

24.12 本規定は、顧客、HSBC および HSBC グループの各会社の利益のためのものであり、他の第三者の利益のためのものであることを意図しておらず、また他の第三者によって執行可能であることを

意図していません。本規定または本規定がその一部を構成する契約を終了させまたは変更する HSBC の権利は、他の第三者の同意を条件としません。

## 25. 準拠法および裁判管轄

### 25.1 トレード・サービスについては、

- (a) 当該トレード・サービスおよび本規定は準拠法域の法律に準拠し、また、
- (b) 準拠法域の裁判所は、当該トレード・サービスおよび本規定、それらの解釈またはそれらから生じもしくは関連する非契約的義務に起因もしくは関連する紛争を解決する非専属的裁判管轄権を有します。

25.2 トレード・サービスに関して送達受領代理人が依頼書またはファシリティ契約書において指定されている場合は、当該依頼書またはファシリティ契約書において名称および住所が指定されている者に対する法的手続きの送達は、顧客に対する送達となるものとします。

25.3 顧客により送達受領代理人が任命されていない場合、HSBC からの請求があれば 5 営業日以内に、顧客は、本規定および関連するトレード・サービスに関するすべての法的手続きの顧客に対する送達のための(準拠法域に事務所を有する)送達受領代理人を任命し、顧客は、送達受領代理人の住所を HSBC に通知します。顧客がこれを行わない場合、HSBC は、顧客のために、かつ、顧客の費用負担で、送達受領代理人を任命することができ、かつ、可能な限り速やかに、当該任命を顧客に通知するものとします。

---

## 第 7 節-定義および解釈

---

## 26. 定義および解釈

### 26.1 本規定では、

「依頼書(**Application**)」とは、依頼書様式を使用する、またはファシリティ契約書の規定に基づく、またはプラットフォームを使用して行われる顧客によるトレード・サービス(自らのためであるかその他の者のためであるかを問いません)の依頼、指図または請求を意味します。

「当局(**Authorities**)」には、時期を問わず、HSBC グループのいずれかの部分を(直接または間接に)管轄する司法、行政、公的または規制機関(自主規制機関を含みます)、政府、租税当局、証券または先物取引所、裁判所、中央銀行または法執行機関、またはそれらの代理人が含まれます。

「バック・トゥ・バック荷為替信用状(**Back-to-Back Documentary Credit**)」とは、第 3.14 条(荷為替信用状)において与えられた意味を有します。

「営業日(**Business Day**)」とは、トレード・サービスに関して、銀行が準拠法域において一般的な業務のため営業している日を意味します。

「現金担保(**Cash Collateral**)」とは、第 10 条(現金担保)において与えられた意味を有します。

「請求等(**Claim**)」とは、トレード・サービスに関して受益者、顧客またはその他の者によりなされた要求、支払いの要請または引受けおよび支払いの要請、請求、呈示または引出しを意味します。

「取立(**Collection**)」とは、HSBC が仕向銀行、取立銀行または呈示銀行のいずれかの役割を果たすことがある外国向為替手形および付属書類の取扱いに関する取立取引を意味します。

「コンプライアンス・アクション(**Compliance Action**)」とは、第 19 条(法令および制裁措置の遵守)において与えられた意味を有します。

「カントリー・コンディション(**Country Conditions**)」とは、関連するトレード・サービスを提供する HSBC の法人が所在する国についての HSBC の追加の規定および条件を意味します。

「顧客(Customer)」とは、関連するトレード・サービスを依頼する者および当該トレード・サービスの提供に関して HSBC が契約を締結する者(関連する依頼書に明記されることがありますが、これに限定されません)を意味します。HSBC が HSBC の顧客ではない者にトレード・サービスを提供する場合、本規定における「顧客」とは、その者が HSBC の顧客ではないにもかかわらず、その者を意味するものとします。

「顧客情報(Customer Information)」とは、顧客またはある者もしくは法人のいずれかの個人データ、秘密情報および/または税務情報(付随する申告書、権利放棄書および同意書を含みます)であって、顧客がトレード・サービスの提供に関連して HSBC グループ会社に提供する、または顧客に代わって提供される情報(個人データまたは税務情報を含みます)を意味します。

「顧客の債務(Customer Liabilities)」とは、いかなる時点における、以下のものを意味します。

- (a) 顧客の HSBC または HSBC グループ会社に対するすべての債務(トレード・サービスおよび本規定に基づいてまたは関連して発生するものを含み、いずれの通貨によりまたはいずれの地位において生じたか、現在または将来のものであるか、現実のまたは偶発的なものであるか、直接または間接のものであるか、または単独でもしくは他の者と連帯して負うものであるかを問いません)
- (b) HSBC または HSBC グループ会社が支払いを受領する日までの(請求または判決の前後を問わず)上記債務に対する、顧客が支払うべき利率または支払いを制限する状況がなかったなら支払うべきであったであろう利率による利息
- (c) 顧客が期日または請求時に支払いを行わなかったことに起因して、HSBC または HSBC グループ会社が、トレード・サービスに基づいてまたは関連して、顧客に代わって支払いを行う(ただし、HSBC がそのような義務は負いません)ことにより負担した費用および経費
- (d) トレード・サービスおよび本規定に基づくまたはそれに関する権利の対抗要件を具備し、またはかかる権利を行使するための HSBC または HSBC グループ会社のすべての費用および経費(全額補償ベースのリーガル・フィーを含みます)

「荷為替信用状(Documentary Credit)」とは、荷為替信用状もしくは信用状または荷為替信用状もしくは信用状を発行するコミットメント(それらの延長、更新または条件変更を含みます)を意味します。

「外国向為替手形および付属書類/Documents)」とは、HSBC が顧客にトレード・サービスを提供したトレード取引に関する手形、為替手形、約束手形、小切手、権原書類、証明書、請求書、明細書、運送書類、保険証券、倉荷証券、倉荷預かり証または他の類似の書類を意味します。

「電子的手段等(Electronic Means)」とは、第 20 条(指図)において与えられた意味を有します。

「為替レート(Exchange Rate)」とは、関連する支払いが行われた通貨を使用して、関連する時点における関連する外国為替市場において必要な通貨を購入するための、HSBC の直物為替レート(または、HSBC が関連通貨について利用可能な直物為替レートを有していない場合、HSBC が選択した他の公表されている直物為替レート)を意味します(当該直物為替レートは、状況に応じて、HSBC により合理的に選択されます)。

「外部プロバイダー(External Provider)」とは、プラットフォームを HSBC または顧客に提供する(HSBC 以外の)者を意味します。

「外部プロバイダーの利用条件(External Terms and Conditions)」とは、HSBC または顧客によるプラットフォームの使用に適用される条件を定めた、外部プロバイダーと HSBC または顧客との間で締結される契約を意味します。

「ファシリティ契約書(Facility Agreement)」とは、HSBC がトレード・サービスに関するファシリティを顧客に提供することに同意する、顧客と HSBC との間の書簡または契約書を意味します。

「買取等(**Finance**)」とは、外国向為替手形および付属書類(荷為替信用状に基づき振り出されるか否か、または取立てのために振り出されるか否かを問いません)または荷為替信用状の割引、買取、購入、前払い、早期支払いまたは裏書を意味するものとし、「買い取った(**Financed**)」および「買い取る(**Finances**)」は同様に解釈されるものとします。疑義を避けるため明記すると、買取等にはトレード・ファイナンス・ローンは含まれません。

「付帯荷物(**Goods**)」とは、HSBC が顧客にトレード・サービスを提供したトレード取引の対象である荷物または商品の意味します。

「準拠法域(**Governing Jurisdiction**)」とは、トレード・サービスを提供する関連する HSBC 法人が所在する法域、または、顧客と HSBC との間で書面により合意された、もしくは、関連するカントリー・コンディションに明記された他の法域の意味します。

「HSBC」とは、関連するトレード・サービスを提供する HSBC グループ会社(または、関連する場合、当該 HSBC グループ会社の支店)ならびにその承継人および譲受人を意味し、文脈上許される場合、第 23.1(a)条(開示、秘密保持およびプライバシー)に基づき HSBC が指名する者を含みます。

「HSBC グループ(**HSBC Group**)」とは、HSBC Holdings plc ならびに時々の子会社および関係会社を意味します。

「ICC」とは、国際商業会議所を意味します。

「増加費用(**Increased Costs**)」とは、本規定またはトレード・サービスに基づく義務を HSBC が履行することに起因する範囲において HSBC が負担または被る、トレード・サービスからの利益または HSBC の総資本に対する利益の割合の減少、費用の追加もしくは増加、または本規定に基づきもしくはトレード・サービスに関して支払われるべき金額の減少を意味します。

「被補償当事者(**Indemnified Party**)」とは、第 9 条(償還および補償)において与えられた意味を有します。

「指図(**Instruction**)」とは、第 20 条(指図)において与えられた意味を有します。

「保証書等(**Instrument**)」とは、SBLC、請求払保証書(外国向為替手形および付属書類の avalisation、共同引受けまたは引受けを含みます)、ボンド、カウンター保証書、カウンターSBLC、または類似の独立した支払義務(それらの延長、更新または条件変更を含みます)を意味します。

「損失等(**Losses**)」とは、第 9 条(償還および補償)において与えられた意味を有します。

「マスター荷為替信用状(**Master Documentary Credit**)」とは、第 3.14 条(荷為替信用状)において与えられた意味を有します。

「個人データ(**Personal Data**)」とは、個人に関する情報であって、その個人を識別することができるものを意味し、機微個人データ、氏名、住所、連絡先情報、年齢、生年月日、出生地、国籍、市民権、個人および婚姻の状況を含みます。

「プラットフォーム(**Platform**)」とは、(a)HSBC、顧客またはその他の者が、本トレード・サービスに関連して指図、請求等または他の通信を授受するために使用する電子プラットフォーム、および/または(b) HSBC またはその他の者がトレード・サービスの発行または提供のために使用する電子プラットフォームを意味し、HSBCnet を含むものとします。

「リコース事由(**Recourse Event**)」とは、トレード・サービスに関する以下の事由を意味します。

- (a) 顧客またはトレード取引の他の当事者の虚偽の表明、詐欺行為、違法行為もしくは越権行為または詐欺行為、違法行為もしくは越権行為との主張

(b) 荷為替信用状、スタンバイ信用状、外国向為替手形および付属書類またはトレード取引(関連する場合)の無効、不遵守もしくは執行不可能または無効、不遵守もしくは執行不可能との主張、または、

(c) 支払い(HSBC に対するものであるか HSBC からのものであるか、および/またはその後履行されたか否かを問いません)を制限する差止命令、裁判所の命令、法律、規則または制裁措置

「SBDC」とは、スタンバイ荷為替信用状を意味します。

「SBLC」とは、スタンバイ信用状(SBDC を含みます)を意味します。

「制裁措置(Sanction)」とは、第 19 条(法令および制裁措置の遵守)において与えられた意味を有します。

「担保契約書(Security Agreement)」とは、顧客が随時 HSBC グループ会社のいずれかに対して負うことのある義務をサポートする、顧客の権利および/または資産に対する担保権または担保権に準じる権利を設定する書類を意味します。

「手数料表(Tariff Book)」とは、関連する法域で適用がある場合、トレード・サービスに対する HSBC の手数料、コミッション、利率および他の料率を記載した HSBC の手数料表を意味し、顧客の請求により入手可能であり、またオンラインでアクセスすることができます。

「租税(Tax)」には、物品およびサービス税、付加価値税、売上税、印紙税または政府機関により徴収または課されるあらゆる税、賦課、関税、控除、手数料、料率、関税、強制貸付もしくは源泉徴収、ならびに関連する利息、ペナルティ、手数料もしくは他の金額(ただし、HSBC の総利益に対し課される税は含まれません)が含まれます。

「税務情報(Tax Information)」とは、顧客の租税上の地位、および、顧客の所有者、支配者または実質的所有者の租税上の地位に、直接または間接に、関連する文書または情報ならびに付随する申告書、権利放棄書および同意書)を意味します。

「トレード・ファイナンス・ローン(Trade Finance Loan)」とは、トレード取引に関して HSBC が顧客に提供する融資、前貸し、信用供与または他の金融の提供を意味します。

「トレード・サービス(Trade Service)」には、以下が含まれます。

- (a) 荷為替信用状を発行することおよび当該荷為替信用状に関して通知銀行、指定銀行または確認銀行に指図をすること
- (b) 荷為替信用状に関して通知銀行、指定銀行または(開示または非開示ベースで)確認銀行として行為すること
- (c) 保証書等を発行すること、ならびに/または、保証書等に関連して、コルレス銀行に指図すること、およびカウンター保証書、カウンターSBLC または補償状を発行すること
- (d) 保証書等に関して通知銀行、確認銀行またはコルレス銀行として行為すること
- (e) 荷為替信用状、保証書等または外国向為替手形および付属書類を取扱うこと
- (f) 取立
- (g) 買取等の提供
- (h) トレード・ファイナンス・ローンの提供
- (i) 補償状(letter of indemnity)または出荷保証書を発行することおよび/または運送書類に署名し、裏書しまたはこれを引渡すこと
- (j) 外国向為替手形および付属書類を引き渡すこと



(k) 顧客に対して、顧客の請求により、または顧客に関して、HSBC により提供されるトレード取引に関する他のサービスまたは商品

「トレード取引(Trade Transaction)」とは、物品またはサービスを顧客が第三者との間で売買する取引を意味し、当該取引の基礎となる契約を含みます。

「運送書類(Transport Documents)」とは、第 8 条(付帯荷物の貸渡、出荷保証書および補償状(letter of indemnity)の依頼)において与えられた意味を有します。

「USD」とは、アメリカ合衆国の法定通貨を意味します。

26.2 別段の指図がない限り、本規定における以下の用語については以下のとおりとします。

(a) 「依頼書(Application)」または「トレード・サービス(Trade Service)」(および依頼書中の「トレード・サービス(Trade Service)」との用語)には、(関連する場合)当該トレード・サービスを提供または引き受けることで、当該依頼書を HSBC が承諾することにより、顧客と HSBC との間で成立する契約が含まれます。

(b) 「顧客(Customer)」、「HSBC」または他の者は、本規定、依頼書、ファシリティ契約書またはカントリー・コンディションに基づくその権利または義務についての、権限の承継人、許容された譲受人および許容された被譲渡人を含むものと解釈されます。

(c) 「含みます(include or including)」は、「含みますが、これに限定されるものではありません」との意味を有します。

(d) HSBC が決定もしくは判断をなすまたはある行為をなすという場合、HSBC が顧客またはその他の者への照会または同意なく、その単独の裁量または見解で、かかる決定、判断または行為をなし、またはかかる決定、判断または行為をなすことが許容されていることを意味します。

(e) 顧客による権限授与、確認または指図という場合、HSBC により放棄されない限り、当該権限授与、確認、指図が取消不能であることを意味します。

(f) 「者(person)」には、個人、会社、法人、政府、国もしくは国の機関、またはいかなる団体、信託、合弁会社、共同企業体、パートナーシップもしくは組織(別個の法人格を有するか否かを問いません)が含まれます。

(g) 「規則(regulation)」には、(法の効力を有するか否かを問わず)政府の、政府間のもしくは超国家の当局、機関もしくは省庁、または監督、自主規制もしくは他の当局もしくは組織の規則、ルール、公式な指令、要求または指針が含まれます。

(h) 「本規定(these Terms)」には、カントリー・コンディションが含まれます。

(i) 「本規定(these Terms)」または他の契約もしくは証書は、場合に応じて、随時修正、補足、更改または差し替えられる本規定または他の契約もしくは証書を意味します。

(j) 単数形は複数形を含むものとし、またその逆も同様とします。

(k) 条項の見出しは、参照を容易にするためだけのものです。

26.3 本規定がそれぞれの依頼書に組み込まれることに加えて、本規定は、HSBC によってファシリティ契約書または他の文書もしくは契約書に組み込まれることもあります。

GTRF スタンダード・トレード規定  
カントリー・コンディション  
日本

1. 適用

1.1 このカントリー・コンディションは、顧客が承諾済みのおよび/または随時承諾することのある GTRF スタンダード・トレード規定(以下「本規定」といいます)を補完し、また、その一部をなすものです。

1.2 本規定において定義されている用語または本規定の目的のために解釈される用語は、このカントリー・コンディションで用いられる場合、同様の意味を有するものとします。ただし、このカントリー・コンディションに別途定義される場合はこの限りではありません。

1.3 このカントリー・コンディションは、関連あるトレード・サービスを提供する HSBC のエンティティが日本に所在する場合に適用されます。

2. 追加/補完条件

2.1 東京地方裁判所は、トレード・サービスおよび本規定、それらの解釈またはそれらから生じもしくは関連する非契約的義務に起因または関連する紛争を解決する非専属的裁判管轄権を有します。

2.2 本規定の第 26.1 条(定義および解釈)は、下記の各定義語を含むように修正されます。「**当然失期事由(Events of Automatic Default)**」とは、以下のいずれかの事由または事態が発生したことを意味します。

(a) 顧客についての支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始の申立て、または、顧客についていかなる法域におけるこれらに類似する手続きもしくは措置が取られたとき

(b) 顧客が解散の決議を行いもしくは解散命令を受けたとき(合併に伴って解散する場合を除く。)、または、顧客についていかなる法域におけるこれらに類似する手続きもしくは措置が取られたとき

(c) 顧客が手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき、または、顧客についていかなる法域におけるこれらに類似する手続きもしくは措置が取られたとき

(d) HSBC に対して顧客が(保証人(以下「保証人」といいます)が顧客の債務を保証している場合は、保証人が)有する預金債権および/またはその他の債権について差押え、仮差押えもしくは保全差押えの命令もしくは通知が發送されたとき、または、顧客もしくは保証人についていかなる法域におけるこれらに類似する手続きもしくは措置が取られたとき

(e) 顧客の責めに帰すべき事由により、HSBC が顧客と連絡を取れなくなり、HSBC から顧客に対する通知が、HSBC に登録された顧客の住所宛に、交付することができなくなったとき

「**請求失期事由(Events of Default upon Demand)**」とは、以下のいずれかの事由または事態が発生したことを意味します。

(a) 顧客がその債務の履行を怠り、または支払期日に HSBC に対する支払いをなさない場合

(b) 顧客の債務を担保する担保契約書の対象である資産に関して、差押えの命令もしくは通知が発送され、または、競売の手続きが開始した場合

(c) 顧客が、HSBC と顧客との間の取引関係書類(本規定およびこのカントリー・コンディションを含みますが、これらに限られません。以下、その各々を「取引関係書類」といいます)のいずれかの条件に違反した場合、顧客が取引関係書類に基づき行った表明が、かかる表明がなされた時点もしくはそれがなされたとみなされた時点において、不正確であったかもしくは不正確であったことが判明した場合、または、取引関係書類に基づき顧客が HSBC に対し提出した報告、書類もしくは他の情報に、重大な虚偽の情報または重大な欠落があった場合

(d) 顧客が第三者に対して負う(かつ、HSBC に対して負うものではない)債務について期限の利益が喪失し、または、顧客が第三者の債務についての保証債務の期限に保証を履行しない場合(ただし、いずれの場合も、当該債務の合計額が[10 億円](または他の通貨の相当額)以上であるときに限ります。)

(e) 当然失期事由または「請求失期事由」の定義中のいずれかの事由若しくは事態が、保証人について発生した場合(当該事由中の「顧客」は、「保証人」と読み替えるものとします)

(f) HSBC が(合理的に行動するものとします)、顧客の事業、財務状態または顧客の債務を履行する能力が悪化または悪化するおそれがあるなど、HSBC の権利の保全を必要とするその他の事由または事態があると考えた場合

2.3 HSBC は、第 9 条(償還および補償)および第 10 条(現金担保)に基づく権利に加え、以下の権利を有します。

(a) 当然失期事由が発生した場合、HSBC による通知または催告なしに、直ちにかつ自動的に、顧客は、顧客の依頼によりまたは顧客に関して HSBC が発行した荷為替信用状および保証書等の額を、関連するトレード・サービスに関して発生した利息と共に、HSBC に対し事前に償還する義務を負い、直ちに当該額を HSBC に対し支払うものとします。

(b) 請求失期事由が発生した場合はいつでも、HSBC から顧客に対する請求があれば、顧客は、顧客の依頼によりまたは顧客に関して HSBC が発行した荷為替信用状および保証書等の額を、関連するトレード・サービスに関して発生した利息と共に、HSBC に対し事前に償還する義務を負い、直ちに当該額を HSBC に対し支払うものとします。

(c) 顧客が、ある者が金融機関または他の者(以下「ファイナンサ」といいます)に対して負う金融債務をサポートするために、HSBC に対し当該ファイナンサを受益者とする保証書等の発行を指図する場合、当該者について

(i) 当然失期事由が生じたときは、HSBC による通知または催告なしに、直ちにかつ自動的に

(ii) 請求失期事由が生じたときは、HSBC による請求があれば

(なお、当然失期事由および請求失期事由の定義中の「顧客」を「当該者」と読み替えるものとします)

顧客は、保証書等の額を HSBC に対し事前に償還する義務を負い、直ちに当該額を HSBC に対し支払うものとします。

(d) 外国向為替手形および付属書類を HSBC が買い取った場合で、以下のいずれかの事由または事態が発生したときは、HSBC による通知または催告なしに、直ちにかつ自動的に、顧客は、外国向為替手形および付属書類のうち以下のものを、関連するトレード・サービスに関して発生した利息の支払いと共に、額面で買い戻す義務を負い、直ちに当該額を HSBC に対し支払うものとします。

(i) 当然失期事由が発生した場合：外国向為替手形および付属書類のすべて

(ii) 外国向為替手形および付属書類の引受人もしくは支払人、荷為替信用状の発行銀行もしくは確認銀行、ならびに/または外国向為替手形および付属書類について支払い義務を負う HSBC 以外のその他の者(以下、それぞれを「支払義務者」といいます)に関して、当然失期事由が生じた場合(当然失期事由および請求失期事由の定義中の「顧客」を「当該支払義務者」と読み替えるものとします)：当該支払義務者が支払うべき外国向為替手形および付属書類のすべて

(iii) 外国向為替手形および付属書類に基づく債務の支払い、引受けまたは確認が支払義務者によって拒絶された場合：当該支払義務者が支払うべき外国向為替手形および付属書類のすべて

(e) 外国向為替手形および付属書類を HSBC が買い取った場合で、以下のいずれかの事由または事態が発生したときは、HSBC から顧客に対する請求があれば、顧客は、外国向為替手形および付属書類のうち以下のものを、関連するトレード・サービスに関して発生した利息の支払いと共に、額面で買い戻す義務を負い、直ちに当該額を HSBC に対し支払うものとします。

(i) 外国向為替手形および付属書類の取立または再割引が拒否された場合：当該外国向為替手形および付属書類

(ii) 外国向為替手形および付属書類に関して、HSBC が別の者に対して償還することを求められる場合：当該外国向為替手形および付属書類

(iii) 外国向為替手形および付属書類が関連ある支払義務者によって支払われたにもかかわらず、HSBC による当該外国向為替手形および付属書類の代わり金の回収が遅れるか不可能となった場合：当該外国向為替手形および付属書類

(iv) HSBC が(合理的に行動するものとします)、ある外国向為替手形および付属書類について、HSBC の権利の保全を必要とするその他の事由または事態があると考えた場合：当該外国向為替手形および付属書類

2.4 顧客が、本規定第 10 条(現金担保)に従い現金担保を HSBC に供している場合、または、上記第 2.3 条(a)乃至(c)に従い HSBC に対し事前に償還する義務を負っている場合、顧

客は、民法第 461 条に定めるものまたはこれと類似の請求を行わないものとします。顧客の債務について担保が設定された場合も同様とします。

2.5 HSBC が外国向為替手形および付属書類の買取等を行い、当該外国向為替手形および付属書類の引受人/支払人以外の者が、当該外国向為替手形および付属書類に基づく債務への参加またはかかる債務の引受けを行うことによる無条件の引受け (acceptance) または支払いを申し出る場合、HSBC およびそのコルレス銀行は、顧客に対する事前の通知なく、かかる引受け (acceptance)、支払いまたは債務引受けを受け入れることができ、また、支払義務者が当該外国向為替手形および付属書類に基づく債務の引受け (acceptance)、支払いまたは債務引受けをなしたのと同様に扱うことができます。かかる HSBC またはそのコルレス銀行の行為により生じた一切の損害は、顧客が負担するものとします。

2.6 外国向為替手形および付属書類の買取等の依頼書が、リコースの権利を保全するために、引受拒絶または支払拒絶についての拒絶証書(または、拒絶証書に代えて、外国法に基づき求められる類似の形式。以下「拒絶証書等」といいます)を作成する旨を明示的に指図しない限り、HSBC、そのコルレス銀行またはその他の外国向為替手形および付属書類の保有者は、拒絶証書等の作成義務を免除されるものとします。もし、外国向為替手形および付属書類の買取等の依頼書に、外国向為替手形および付属書類について拒絶証書等を作成する旨の指図があり、HSBC のコルレス銀行が拒絶証書等を作成しなかった場合は、HSBC は顧客が被ったいかなる損失についても責任を負わないものとします。HSBC またはそのコルレス銀行は、拒絶証書等の作成義務が顧客により放棄されていた場合でも、HSBC またはそのコルレス銀行が必要と認めるときには、顧客の費用で、拒絶証書等を作成することができるものとします。HSBC は、拒絶証書等の有効性についていかなる責任も負いません。

2.7 本規定第 11 条(質権)は、以下のとおり修正されるものとします。

(a) 「継続的な担保として HSBC のために質権を設定」を「継続的な担保として HSBC に対し譲渡」に読み替えます。

(b) 「質権」を「担保権」に読み替えます。

(c) 「質権が設定された」および「当該質権」は上記に従って解釈されるものとします。

2.8 香港における銀行業(エクスポージャー制限)規則(Cap.155S)およびこれに関する規則は、HSBC グループに関連する者への融資について HSBC に一定の制限を課しています。トレード・サービスを受け入れる際、顧客は、HSBC グループに何らかの形で関連または関係しているか否かを、その知る限りにおいて、HSBC に通知しなくてはなりません。かかる通知がない場合、HSBC は、顧客がそのような関連または関係がないものとみなします。また、HSBC は、顧客が将来このような関連または関係に気付いた場合、HSBC に対し書面で直ちに通知するよう求めます。このカンントリー・コンディションの別紙には、トレード・サービスに関して、顧客がいかなる場合に HSBC グループに関連または関係しているとみなされるかについての説明が記載されています。

2.9 HSBC および他の HSBC グループ会社(それらの部門または取引チーム(以下「チーム」といいます)を含みます)は、そのクライアント(潜在的には、顧客を含みます)の利益またはそのクライアントに負う義務と矛盾する利害関係を有しまたは義務を負うことがあります。HSBC グループは、クライアントの利益を保護するための組織的および管理上の取り決めおよび情報の開示を管理するための規則および手続きを含め、このような利益相反を特定

および管理するための手続きを定めています。HSBC が顧客に対しトレード・サービスを提供することを合意しても、他の HSBC グループ会社(またはチーム)を制限したり、他の HSBC グループ会社(またはチーム)に対し、その活動に関する情報またはその活動に由来する情報を、顧客、HSBC、または顧客に助言するチームに提供することを要求したりするものではありません。ほとんどの場合、既存のまたは潜在的な利益相反について顧客に対し通知する義務はありません。HSBC は、HSBC または HSBC グループ会社を知る情報であって、(a)別のクライアントまたは(b)HSBC、チーム、または他の HSBC グループ会社に属し、またはこれらに秘密のものを、顧客に開示したり、顧客の利益のために使用したりすることを求められることはありません。場合によっては、HSBC の手続きと管理は、潜在的な利益相反がクライアントの利益を損なうことを防ぐのに十分でない場合があります。このような状況では、損害を回避するために、HSBC は、(x)潜在的な利益相反を開示し、クライアントの同意を求めて続行するか、(y)行動を拒絶または中止することを選択できます。

別紙  
銀行業(エクスポージャー制限)規則

別紙に記載の下記の情報は参考のためのものです。銀行業(エクスポージャー制限)規則(Cap.155S)は、<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap155S> にありますので、詳細については、こちらをご確認ください。

顧客は、以下に該当する場合に、HSBC グループに関連または関係しているとみなされることがあります。

- (a) HSBC グループ会社の取締役、従業員、支配権を有する者または支配権を有する少数株主である場合
- (b) HSBC グループ会社の取締役、従業員、支配権を有する者または支配権を有する少数株主の血縁者である場合
- (c) HSBC グループ会社または下記のいずれかが取締役、パートナー、管理者またはエージェントとして関与する企業(firm)、パートナーシップまたは非上場会社である場合
  - (i) HSBC グループ会社の支配権を有する者、支配権を有する少数株主または取締役
  - (ii) HSBC グループ会社の支配権を有する者、支配権を有する少数株主または取締役の血縁者
- (d) HSBC グループ会社がファシリティを供与している自然人、企業(firm)、パートナーシップまたは非上場会社である場合であって、下記のいずれかが当該ファシリティの保証人であるとき
  - (i) HSBC グループ会社の支配権を有する者、支配権を有する少数株主または取締役
  - (ii) HSBC グループ会社の支配権を有する者、支配権を有する少数株主または取締役の血縁者

関連する定義語：

- 1) 以下のいずれかの場合に、ある者は、「支配」していることになります。
  - (A) 当該者が、間接的に支配権を有する者である場合。すなわち、ある会社に関し、当該会社または当該会社を子会社とする別の会社の取締役がその者の指示または指図に従い行為することが常態となっている場合
  - (B) 当該者が、支配権を有する多数株主である場合。すなわち、ある会社に関し、当該者が単独でまたは関係者とあわせて、当該会社または当該会社を子会社とする別の会社の株主総会における議決権の 50% 超を行使する権限を有し、またはその行使を支配している場合

なお、「支配権を有する者」とは、「間接的に支配権を有する者」が「支配権を有する多数株主」のいずれかを意味します。

- 2) 「従業員」には、フルタイムの従業員、無期雇用のパートタイマー、有期雇用のフルタイムの従業員、有期雇用のパートタイマーおよび海外駐在員が含まれます。

- 3) 「支配権を有する少数株主」とは、ある会社に関し、当該者が単独でまたは関係者とあわせて、当該会社または当該会社を子会社とする別の会社の株主総会における議決権の10%超50%未満を行使する権限を有し、またはその行使を支配している者をいいます。
- 4) ある自然人の「血縁者」とは、以下のいずれかを意味します。
- (A) 親、祖父母または曾祖父母
  - (B) 継親または養親
  - (C) 兄弟または姉妹
  - (D) 配偶者
  - (E) 当該自然人と内縁関係にある者
  - (F) 当該自然人と同棲する者
  - (G) 配偶者の親、継親または養親
  - (H) 配偶者の兄弟または姉妹
  - (I) 息子、継息子、養子、娘、継娘または養女
  - (J) 孫、孫娘、ひ孫またはひ孫娘